

第 7 税 制

1. 平成 24 年度地方税制改正の概要

I 総括的事項

平成 24 年度の税制改正においては、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 自動車取得税について、環境への負荷の少ない自動車の取得に係る税率の軽減等の特例措置については、最新の燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとした。
- (2) 固定資産税及び都市計画税について、平成 24 年度の評価替えに当たり、原則として従来の土地に係る負担調整措置等を継続することとしたが、住宅用地に係る据置特例については、不公平是正の観点から廃止することとした。ただし、納税者の負担感等を考慮して、平成 24 年度及び平成 25 年度に段階的な経過措置を講ずることとした。
- (3) 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る課税免除措置等を、平成 25 年度以後当分の間継続することとした。
- (4) 地方団体の自主性・自立性を高める観点から、一部の特例措置等について課税標準の軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任することとした。

II 地方税法の改正に関する事項

第 1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者の特定支出控除について、前年中の特定支出の額の合計額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした（法 32）。
 - ① 前年中の給与等の収入金額が 1,500 万円以下である場合 その年中の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額
 - ② 前年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合 125 万円
- (2) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした（法 45 の 2）。
- (3) 所得税の退職所得の受給に関する申告書の記載事項の整備に伴い、退職所得申告書の記載事項について、所要の整備を行うこととした（法 50 の 7、則 2 の 5 ②）。

- (4) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長することとした（法附則 4）。
- (5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を 2 年延長することとした（法附則 4 の 2）。
- (6) 所得控除の対象となる医療費の範囲に介護福祉士等が診療の補助として行う^{かくたん}喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加することとした（令 7 の 14）。
- (7) 特別徴収義務者が退職手当等の支払を受ける者等から提出を受けた退職所得申告書等の保存等について、所要の措置を講ずることとした（則 2 の 3 の 2 ②、2 の 3 の 5 ②、2 の 5 ①）。

2 事業税

- (1) 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社について、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り、資本金等の額から、当該資本金等の額の 6 分の 5 に相当する金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 9 ④）。
- (2) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する賦課金を追加する措置を講ずることとした（令 22）。

3 不動産取得税

- (1) 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、その対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加することとした（令 36 の 10 ②）。
- (2) 新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する事業の用に供する一定の不動産を取得した場合等について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法 73 の 4 ①、令 37 の 5 の 2 ②③、則 7 の 5 の 5 ①②）。
- (3) 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を 10 年以上（貸付け時において 65 歳未満である場合には、20 年以上）受けている者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等の貸付けを行ったときは、徴収猶予の継続を認めることとする等所要の措置を講ずることとした（法附則 12 ①～③、令附則 10 ④⑤②③～②⑥、則附則 4 ③⑮⑯）。
- (4) 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成 20 年 12 月 1 日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則 41 ⑭、令附則 23 ⑨）。
- (5) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例について、対象となる家屋を居住困難区域（平成 23 年 3 月 31 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策

特別措置法の規定により原子力災害対策本部長が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域（近く当該指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。以下「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下同じ。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があった日において所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、当該家屋の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（新築家屋にあっては1年）を経過する日までの間とすることとした（法附則51④、令附則31④、則附則22の3）。

(6) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の課税標準の特例について、対象となる土地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものとして取得された土地とした上、当該土地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則51⑤、令附則31⑤、則附則22の3）。

(7) 警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の課税標準の特例について、対象となる農用地を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた農用地に代わるものとして取得された農用地とした上、当該農用地の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則51⑥、令附則31⑥、則附則22の3）。

(8) 東日本大震災により被災した鉄道事業法に規定する第1種鉄道事業者が、東日本大震災により鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって同法に規定する鉄道事業の休止等の届出に係るものに代わるものと道府県知事が認める鉄道施設の敷地の用に供される土地を平成29年3月31日までの間に取得した場合について、課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則51の2②、令附則31の2①②④、則附則22の4②）。

(9) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則10の2①）。

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則10の2②）。

ウ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則11②）。

エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則11⑩）。

オ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を平

成27年3月31日まで延長すること（法附則11の2）。

カ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則11の5）。

(10) 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。

ア 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域又は都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る課税標準の特例措置（旧法附則11⑩、旧令附則7⑬⑭、旧則附則3の2の14）

イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る課税標準の特例措置（旧法附則11⑪、旧則附則3の2の15）

ウ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置（旧法附則11の4③④、旧令附則9の2①②、旧則附則3の2の20）

(11) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 自動車取得税

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置について、その適用期限を平成26年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2①）。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2②③、則附則4の4）。

ア 電気自動車

イ 天然ガス自動車のうち、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車又は車両総重量が2.5t以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が、同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）

に100分の120（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150）を乗じて得た数値以上であること。

- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる軽油自動車

- ① 乗用車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの
 - ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックに対し、平成21年10月1日（車両総重量が12t以下のものは、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に4分の1を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした(法附則12の2の3②④、則附則4の5①～⑦、⑮～⑰)。

ア 次に掲げるガソリン自動車

- ① 乗用車又は車両総重量が2.5t以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138）を乗じて得た数値以上であること。

- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

- ③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- ① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 平成 21 年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110 を乗じて得た数値以上であること。
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に 2 分の 1 を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとした(法附則 12 の 2 の 3 ③④、則附則 4 の 5 ⑧～⑰)。

ア 次に掲げるガソリン自動車

- ① 乗用車又は車両総重量が 2.5t 以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率(平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値) 以上であること。
- ② 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ③ 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- ① 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成 21 年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成 21 年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ② 車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成 21 年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (ロ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。
 - ③ 車両総重量が 3.5t を超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成 21 年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成 21 年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - ④ 車両総重量が 3.5t を超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成 21 年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。
- (5) 電気自動車、一定の天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定のハイブリッド自動車及び一定の軽油自動車(4(5)において「低公害車」という。)ですべて新規登録等を受けるもの以外の低公害車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした(旧法附則 12 の 2 の 3 ④～⑧、旧則附則 4 の 5 ④～⑳)。
- (6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車(4(6)において「環境対応車」という。)ですべて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり電気自動車等を対象に追加する等した上、その適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとした(法附則 12 の 2 の 5 ①～③)。

- ア 次に掲げる自動車について、取得価額から 45 万円を控除すること。
- ① 電気自動車
 - ② 4(2)イの天然ガス自動車
 - ③ プラグインハイブリッド自動車
 - ④ 4(2)エのガソリン自動車
 - ⑤ 4(2)オ①の軽油自動車
 - ⑥ 4(2)オ③の軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)

イ 次に掲げる自動車について、取得価額から 30 万円を控除すること。

- ① 4(3)アのガソリン自動車
- ② 4(3)イ③又は④の軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)

ウ 次に掲げる自動車について、取得価額から 15 万円を控除すること。

- ① 4(4)アのガソリン自動車
- ② 4(4)イ③又は④の軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)

- (7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスですべて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成 27 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、取得価額から 1,000 万円を控除する特例措置を講ずることとした(法附則 12 の 2 の 5 ④、則附則 4 の 6 ①②)。
- (8) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスですべて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成 27 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、取得価額から 650 万円(乗車定員が 30 人未満のものは、200 万円)を控除する特例措置を講ずることとした(法附則 12 の 2 の 5 ⑤、則附則 4 の 6 ③④)。

(9) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から100万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5⑥、則附則4の6⑤⑥）。

(10) 次に掲げるトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成27年3月31日（アのトラックのうち車両総重量が22tを超えるもの及びイのトラックは、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5⑦、則附則4の6⑦～⑨）。

ア 車両総重量が8tを超えるトラック（けん引自動車及び被けん引車を除く。）であって、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「制動装置保安基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が13tを超えるトラック（けん引自動車に限る。）であって、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準に適合するもの

(11) 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車取得税の非課税措置について、次のとおり改めることとした。

ア 次に掲げる自動車（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）の避難指示区域であって平成24年1月1日において警戒区域設定指示区域であった区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日における所有者等が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下「代替自動車」という。）を取得した場合において、当該取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該代替自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則52②）。

① 自動車持出困難区域内に当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から継続してあった自動車で、当該自動車持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

② 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

③ 自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日から当該自動車持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車持出困難区域内にあった自動車で、同日から2月以内に用途を廃止し又は引取業者に引き渡したもの等

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を、対象区域内用途廃止等自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則32③）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車及び当該特例の適用を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び自動車持出困難区

域内の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則23②）。

イ 対象区域内自動車の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内自動車以外の自動車（以下「他の自動車」という。）を取得した場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした（法附則52③）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則32④）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車及び当該特例の適用を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなったことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則23②）。

5 軽油引取税

(1) 軽油引取税の課税免除の特例措置については、次に掲げる軽油の引取りに係るものを除き、その適用期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の7、令附則10の2の2①⑥、則附則4の7）。

ア 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者のうち、電気通信回線設備を設置する者であって当該設備を不特定多数の者の通信の媒介等に供するものが、同条第2号に規定する電気通信設備のうち一定のものの電源の用途（通常の電力の供給が断られた場合等の用途に限る。）に供する軽油の引取り

イ 放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者又は同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第1号に規定する放送の用に供する施設のうち一定のものの電源の用途に供する軽油の引取り

ウ 建設用粘土製品製造業を営む者が建設用粘土製品（粘土かわら及び陶管に限る。）の製造工程における焼成及び乾燥の用途に供する軽油の引取り

エ 鉄鋼業を営む者がペレット、連続鑄造鋼片、条鋼等の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途に供する軽油の引取り

オ 自動車教習所業で一定のものを営む者が当該者の道路交通法第99条第1項の規定により指定を受けた同法第98条第1項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員等が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置等を備えた機械の動力源の用途に供する軽油の引取り

カ ゴルフ場業を営む者がゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械等の動力源の用途に供する軽油の引取り

- (2) 軽油引取税の課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成 27 年 3 月 31 日以後に経過する場合には、同日とすることとした（令附則 10 の 2 の 2 ⑦）。

6 自動車税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減対象及び重課対象の見直しを行った上、平成 26 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 12 の 3、則附則 5、5 の 2）。

ア 環境負荷の小さい自動車

平成 24 年度及び平成 25 年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- ① 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、及びエネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 110（平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 138）を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値（以下「平成 17 年窒素酸化物排出許容限度」という。）の 4 分の 1 を超えないものについて、税率を概ね 100 分の 50 軽減すること。
- ② エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率（平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車は、平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値）以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないものについて、税率を概ね 100 分の 25 軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に掲げる日の属する年度以後に税率を概ね 100 分の 10 重課すること。

- ① ガソリン自動車又は LPG 自動車で平成 13 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもので、新車新規登録を受けた日から起算して 14 年を経過する日の属する年度
- ② 軽油自動車その他の①に掲げる自動車以外の自動車で平成 15 年 3 月 31 日までに新車新規登録を受けたもので、新車新規登録を受けた日から起算して 12 年を経過する日の属する年度
- (2) 警戒区域設定指示区域内の自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車として取得された自動車に係る自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の自動車に係る自

動車税の特例措置について、次のとおり改めることとした。

ア 平成 24 年度分及び平成 25 年度分の自動車税に限り、対象区域内用途廃止等自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、同日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合における当該取得された自動車に対しては、自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則 54 ②）。

イ 対象区域内自動車の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が 4 (1)イの適用を受けるとなった場合においては、当該所有者等が取得した他の自動車に対する平成 24 年度分及び平成 25 年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした（法附則 54 ③）。

また、当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等自動車及び当該特例の適用を受けようとする自動車に関する事項等を記載した書類及び 4 (1)イの特例の適用を受けたことを証する書類等を道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則 23 の 2 ①）。

ウ 対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後自動車税の課税客体である自動車でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした（法附則 54 ⑦）。

また、当該特例の適用に関し、対象区域内用途廃止等自動車に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内用途廃止等自動車の登録事項等証明書等を当該対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった対象区域内自動車の主たる定置場所在の道府県知事に提出しなければならないこととした（則附則 23 の 2 ②）。

第 2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者の特定支出控除について、前年中の特定支出の額の合計額が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を超える場合は、給与所得の金額の計算上、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとした（法 313）。

- ① 前年中の給与等の収入金額が 1,500 万円以下である場合 その年中の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額
- ② 前年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合 125 万円

- (2) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした（法 317 の 2）。
- (3) 所得税の退職所得の受給に関する申告書の記載事項の整備に伴い、退職所得申告書の記載事項について、所要の整備を行うこととした（法 328 の 7、則 2 の 5 ①）。
- (4) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下「報告書」という。）を提出する場合において、給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票の提出について、

公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票の提出について、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市町村長に提供しなければならないこととした（法317の6、令48の9の8、則10）。

- (5) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4）。
- (6) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした（法附則4の2）。
- (7) 所得控除の対象となる医療費の範囲に介護福祉士等が診療の補助として行う^{かくたん}喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を追加することとした（令48の7）。
- (8) 特別徴収義務者が退職手当等の支払を受ける者等から提出を受けた退職所得申告書等の保存等について、所要の措置を講ずることとした（則2の3の2②、2の3の5②、2の5①）。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置を次のとおり講ずることとした。
 - ア 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度分の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度分の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則17、18、18の3、22、24、25、25の3、27の5、28）。
 - イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること（法附則18、25）。
 - ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度分の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること（法附則18、25）。
 - エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること（法附則19、26）。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

- オ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度分の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とすること。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則19の4、27の2）。
- カ 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度分の価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること（法附則21、27の4、27の5）。
- キ 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、カ又はキの減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に100分の110以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること（法附則21の2、27の4の2、27の5、29の7）。
- (2) 平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした（法附則17の2、19の2、22）。
- (3) (1)による税負担の調整措置の適用を受ける土地についての固定資産税の課税明細書には、前年度分の固定資産税の課税標準額、調整措置適用後の当該年度分の固定資産税の課税標準額及び当該年度分の固定資産税の税額を減額する場合のその減額する額を記載しなければならないこととすることとした（法附則27の5）。
- (4) 住宅用地又は三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、次の措置を講ずることとした（改正法附則9）。
 - ア 住宅用地に係る当該年度分の税額が、宅地等調整税額を超える場合には、当該宅地等調整税額とし、当該宅地等調整税額については、当該宅地等調整税額が、当該住宅用地の当該年度の価格に10分の9を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。
 - イ アにかかわらず、住宅用地のうち負担水準が0.9以上の土地に係る固定資産税及び都市

計画税の額については、前年度の税額とすること。

- ウ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、市街化区域農地調整税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とし、当該市街化区域農地調整税額については、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の9を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。
- エ ウにかかわらず、三大都市圏の特定市の市街化区域農地のうち負担水準が0.9以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。
- (5) 鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法附則15③⑥、令附則11④③～④⑤、則附則6⑤⑧⑨）。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを電気に変換するものに限る。）のうち同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から平成26年3月31日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法附則15③⑦、則附則6⑥⑩）。
- (7) 関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港用地造成株式会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産を新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社から借り受ける固定資産のうち、直接本来の事業の用に供する一定の固定資産とすることとした（法349の3②④、令52の10の7、則11の11）。
- (8) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては3分の2）を乗じて得た額（改正前3分の2）とした上、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長することとした（法附則15⑩）。
- (9) 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の18分の1（改正前15分の1）とした上、その適用期限を平成26年度まで延長することとした（法附則15⑬、則附則6③③）。
- (10) 特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずることとした（法附則41⑮）。
- (11) 原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示等の対象となった区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除措置等について、次のとおり見直しを行うこととした（法附則55の2）。

- ア 課税免除措置について、その対象資産を住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象となった区域内の土地及び家屋とした上、その適用期限を当分の間（改正前平成23年度及び平成24年度のみ）とすること。
- イ 減額措置について、その減額対象期間を課税免除措置の対象外となってから原則3年度分（改正前単年度分）とした上、その適用期限を当分の間（改正前平成24年度のみ）とすること。
- (12) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地を住宅用地とみなす固定資産税及び都市計画税の特例措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成23年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたものに代わるものとして取得された土地とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則56⑬、令附則33⑳）。
- (13) 警戒区域設定指示区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた家屋に代わるものとして取得された家屋とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月（新築家屋にあつては1年）を経過する日までの間とすることとした（法附則56⑭、令附則33㉑）。
- (14) 警戒区域設定指示区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を居住困難区域を指定する旨の公示があった日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産に代わるものとして取得された償却資産とした上、その対象資産の取得期限を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から起算して3月を経過する日までの間とすることとした（法附則56⑮、令附則33㉒）。
- (15) 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成25年度まで（改正前平成23年度まで）に新たに固定資産税が課されるものとする（法附則15③）。
- イ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成26年度まで延長すること（法附則15⑥）。
- ウ 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15⑯）。
- エ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生

産製造連携事業により新設した一定の機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 15 ㉗）。

オ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が国の補助又は無利子貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 15 ㉘）。

カ 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成 28 年度まで延長すること（法附則 15 の 3）。

キ 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 15 の 6）。

ク 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 15 の 7）。

(16) 次のとおり非課税措置等を改めることとした。

ア 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、無料又は低額利用に係る入所者の割合の算定方法の見直しを行うこと（則 10 の 7 の 3 ㉗）。

イ 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加するとともに、老人居宅介護等事業に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業を追加すること（令 49 の 15 ㉘）。

ウ 外国貿易船に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の 6 分の 1（改正前 10 分の 1）とすること（法 349 の 3 ㉙、旧則 11 の 2 ㉚）。

エ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の取得期限を平成 26 年 3 月 31 日（㉜については、平成 27 年 3 月 31 日）まで延長すること（法附則 15 ㉛、則附則 6 ㉞、旧法附則 15 ㉜、旧令附則 11 ㉝、旧則附則 6 ㉟）。

- ① 対象から土壤汚染対策法に規定する特定有害物質による土壤の汚染を除去するための償却資産を除外すること。
- ② 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設については課税標準をその価格の 2 分の 1（改正前 3 分の 1）とすること。
- ③ 対象資産に土壤汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設を追加した上、課税標準をその価格の 2 分の 1 とすること。
- ④ 下水道除害施設については課税標準をその価格に 4 分の 3 を参酌して 3 分の 2 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては 4 分の 3）を乗じて得た額（改正前 4 分の 3）とすること。

オ 日本貨物鉄道株式会社が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産を限定した上、その取得期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 15 ㉜、則附則 6 ㉟）。

カ 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の 5 分の 4（改正前 4 分の 3）とした上、その適用期限を平成 25 年度まで延長すること（法附則 15 ㉝）。

キ 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象資産の見直しを行った上、その適用期限を平成 28 年度まで延長すること（法附則 15 の 2 ㉞、令附則 11 の 2 ㉟、則附則 6 の 3）。

ク 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、第 1 種中高層耐火建築物である貸家住宅に係る減額割合を新築後 3 年度間は 3 分の 2 減額、その後 2 年度間は 2 分の 1 減額（改正前新築後 5 年度間は 3 分の 2 減額）とした上、その対象住宅の新築期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 15 の 8 ㉠㉡）。

(17) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の用地内の日本貨物鉄道株式会社の施設の移転が終了するまでの間、同機構が同社に無償で貸し付けている土地に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（則 10 の 13）。

イ 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 15 ㉞、旧令附則 11 ㉡、旧則附則 6 ㉡㉢）。

ウ 畜産業者が取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する一定の管理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 15 ㉟、旧則附則 6 ㉣）。

エ 一定の法人が公共事業に係る政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社に貸し付けた鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 15 ㉡、旧令附則 11 ㉡㉢、旧則附則 6 ㉣）。

オ 政府の補助を受けて取得された一定の太陽光を電気に変換する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 15 ㉢、旧則附則 6 ㉤㉥）。

カ 旧日本国有鉄道清算事業団又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業により日本貨物鉄道株式会社が取得した家屋又は償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 15 の 3 ㉢㉣、旧令附則 11 の 3 ㉢㉣、旧則附則 6 の 4 ㉢㉣）。

(18) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 軽自動車税

警戒区域設定指示区域内の自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等として取得された軽自動車等に係る軽自動車税の非課税措置及び警戒区域設定指示区域内の軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、次のとおり改めることとした。

(1) 平成 24 年度分及び平成 25 年度分の軽自動車税に限り、対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が、同日から平

成 25 年 4 月 1 日までの間に対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認める軽自動車等を取得した場合における当該取得された軽自動車等に対しては、軽自動車税を課することができないものとする特例措置を講ずることとした（法附則 57 ④⑥⑧）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則 32 ③、34 ④⑦）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等軽自動車等及び当該特例の適用を受けようとする軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び自動車持出困難区域内の軽自動車等（以下「対象区域内軽自動車等」という。）が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなったことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（則附則 25 ④～⑥）。

- (2) 対象区域内軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者等が対象区域内軽自動車等以外の軽自動車等（以下「他の軽自動車等」という。）を取得した場合において、当該他の軽自動車等の取得をした後に、対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の軽自動車等を対象区域内用途廃止等軽自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の軽自動車等に対する平成 24 年度分及び平成 25 年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした（法附則 57 ⑤⑦⑨）。

また、当該特例措置の対象となる者の範囲を対象区域内用途廃止等軽自動車等の自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすることとした（令附則 32 ④、34 ⑤⑧）。

当該特例の適用を受けようとする場合には、対象区域内用途廃止等軽自動車等及び当該特例の適用を受けようとする軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなったことを証する書類等を市町村長に提出しなければならないこととした（則附則 25 ④～⑥）。

- (3) 対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった場合には、当該対象区域内軽自動車等は、自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日以後軽自動車税の課税客体である軽自動車等でなかったものとみなす特例措置を講ずることとした（法附則 57 ⑬）。

また、当該特例の適用に関し、対象区域内用途廃止等軽自動車等に関する事項等を記載した書類及び当該対象区域内用途廃止等軽自動車等の登録事項等証明書等を当該対象区域内用途廃止等軽自動車等に該当することとなった対象区域内軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村長に提出しなければならないこととした（則附則 ⑦～⑨）。

4 事業所税

- (1) 沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画において定められた観光地形成促進地域において設置される特定民間観光関連施設のうち平成 29 年 3 月 31 日までに新設

されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から 5 年間 2 分の 1 控除する措置を講ずることとした（法附則 33 ①、令附則 16 の 2 の 8 ①、則附則 12 の 3 ①）。

- (2) 沖縄振興特別措置法に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた情報通信産業振興地域において設置される一定の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象事業を拡大した上、同法の改正に伴う規定の整備を行い、その適用期限を 5 年延長することとした（法附則 33 ②）。
- (3) 沖縄振興特別措置法に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた産業高度化・事業革新促進地域において設置される一定の製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設のうち平成 29 年 3 月 31 日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から 5 年間 2 分の 1 控除する措置を講ずることとした（法附則 33 ③）。
- (4) 沖縄振興特別措置法に基づき指定される国際物流拠点産業集積地域において設置される一定の国際物流拠点産業の用に供する施設のうち平成 29 年 3 月 31 日までに新設されたものについて、資産割に係る課税標準を当該施設の新設の日から 5 年間 2 分の 1 控除する措置を講ずることとした（法附則 33 ④、令附則 16 の 2 の 8 ④）。
- (5) 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置について、その対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加することとした（令 56 の 26 の 5）。
- (6) その他所要の規定の整備を行うこととした。

第 3 その他

- 1 法人住民税等に係る還付加算金の起算日について、法人税の更正等を受けて期限後修正申告等を行い、その後減額更正を受けた場合は、納付の日の翌日から還付加算金を計算するよう、所要の措置を講ずることとした（法 17 の 4 ① I）。
- 2 第 1 の 3 (5)～(7)及び第 2 の 2 (12)～(14)については、総務大臣が改正法の施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域を、平成 23 年 3 月 11 日から居住困難区域であったものとみなすこととした（改正法附則 15 ①、改正令附則 9 ①、改正則附則 7 ①）。
- 3 第 1 の 4 (11)については、総務大臣が改正法の施行日以後最初に指定して公示した自動車持出困難区域を、平成 23 年 3 月 11 日から自動車持出困難区域であったものとみなすこととした（改正法附則 15 ②、改正令附則 9 ②、改正則附則 7 ②）。
- 4 第 1 の 6 (2)及び第 2 の 3 については、総務大臣が改正法の施行日以後最初に指定して公示した自動車持出困難区域を、平成 23 年 3 月 11 日から自動車持出困難区域であったものとみなすとともに、平成 23 年度から平成 25 年度までの各年度分の自動車税及び軽自動車税について適用することとした（改正法附則 15 ②、改正令附則 9 ②、改正則附則 7 ②）。

Ⅲ 国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項

- 平成 25 年度から平成 27 年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした（国有資産等所在市町村交付金法附則⑮）。
- 国から新関西国際空港株式会社に出資した固定資産のうち、平成 25 年度において固定資産税を課されるべきものについては、平成 25 年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する特例措置を講ずることとした（国有資産等所在市町村交付金法附則⑰）。

Ⅳ 特記事項

地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消された例があったことも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。

2. 平成 25 年度地方税制改正の概要

I 総括的事項

平成 25 年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、及び社会保障・税一体改革を着実に実施するため、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- 個人住民税について、金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等に係る課税方式を変更するとともに、公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等を行うこととした。
- 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を 4 年間延長して平成 29 年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充することとした。
- 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を、平成 25 年度においても継続することとした。
- 市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率の引下げを行うこととした。

II 地方税法の改正に関する事項

第 1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- 前々年中又は前年中の所得について個人の道府県民税の所得割が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止することとした（旧法 45 の 4、旧則 2 の 3 の 8）。
- 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の道府県民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした（法附則 3 の 2 の 4 ①）。
- 個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成 29 年であるものまで 4 年間延長するとともに、このうち所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税法第 29 条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額である場合、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の 100 分の 2.8 に相当する金額（当該金額が 54,600 円を超える場合には、54,600 円）とすることとした（法附則 5 の 4 の 2）。
- 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除について、平成 26 年度から平成 50 年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税

の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（100分の2.1）を乗じて得た率を加算する措置を講ずることとした（法附則5の6①）。

- (5) 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとした（法附則44の2、令附則27の2）。
- (6) 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供した場合、個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の2.8に相当する金額（当該金額が54,600円を超える場合には、54,600円）とすることとした（法附則45）。
- (7) 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、以下の措置を講ずることとした。

ア 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税

- ① 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「特定公社債等」という。）の利子等については、利子割の課税対象から除外した上、配当割の課税対象とすること（法23、71の31）。
- ② 国外公社債等の利子等で配当割の課税対象となるものについてその支払の際に課される外国所得税の額がある場合には、その国外公社債等の利子等の額からその外国所得税の額を控除した金額に対して配当割の特別徴収を行うこととすること（法71の29）。
- ③ 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の2の税率による分離課税とすること（法附則33の2）。
- ④ 平成28年1月1日以後の源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。以下同じ。）については、株式等譲渡所得割の課税対象とすること（法23）。
- ⑤ 平成28年1月1日以後における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100分の2の税率による分離課税とすること（法附則35の2の2）。

イ 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充

- ① 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とすること（法附則35の2の6）。
- ② 平成29年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、前年前3年内の各年に生

じた特定公社債等の譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とすること（法附則35の2の6）。

ウ 特定口座での取扱い

- ① 個人が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又は当該金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、当該特定口座へ受け入れることができることとすること。この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算すること（法附則35の2の4）。
- ② 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、当該利子等又は配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して100分の5の税率を乗じて徴収すべき配当割の額を計算すること（法附則35の2の5）。

エ 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権に対する課税

- ① 平成28年1月1日以後に納税義務者が支払を受けるべき特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募以外の方法により行われたものに限る。）の社債的受益権（以下「一般公社債等」という。）については、引き続き利子割の課税対象とすること。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすること（法23、71の8）。
- ② 平成28年1月1日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。以下同じ。）については、所得割の課税対象とし、100分の2の税率による分離課税とすること。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすること（法附則35の2）。

オ 平成28年1月1日以後に支払われるべき割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して配当割を課税することとし、当該割引債の償還差益については翌年度の所得割の課税対象とし、当該所得割額から当該割引債の償還金に係る配当割額相当額を控除すること（法23、71の31）。

カ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組することとすること（法附則35の2、35の2の2）。

キ 特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例等の拡充

- ① 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清

算終了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすること（法附則 35 の 2 の 3）。

② 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、本特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすること（法附則 35 の 2 の 3）。

③ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特定について、本特例により控除することができる譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できるとすること（法附則 35 の 3）。

(8) 平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受ける個人に限定することとした（法 24、25 の 2、71 の 7、附則 41）。

(9) 法人に係る法人税割額から利子割額を控除する制度及びこの制度による控除不足額を当該法人に係る均等割額等へ充当又は還付する制度を廃止することとした（旧法 53）。

(10) 平成 19 年度の所得税から個人住民税への税源移譲の際に設けられた払込按分率に係る平成 19 年から平成 24 年までの間の経過措置を廃止することとした（旧令附則 5 の 2）。

(11) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則 8 ⑦⑧）。

(12) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則 8 ⑨⑩）。

2 事業税

(1) 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例の創設に伴い、付加価値割の課税標準である単年度損益について所要の措置を講ずることとした（法 72 の 18）。

(2) 前々年中又は前年中の所得について事業税が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止することとした（旧法 72 の 55 の 3、旧則 7 の 2 の 2）。

(3) ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 9 ⑩）。

(4) 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止することとした。

ア 株式会社商工組合中央金庫に係る資本割の課税標準の特例措置（旧法附則 9 ⑪）

イ 株式会社日本政策投資銀行に係る資本割の課税標準の特例措置（旧法附則 9 ⑫⑬）

(5) 欠損金の繰越控除制度に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（令 20 の 3）。

3 不動産取得税

(1) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産について、当該取得が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に行われた場合に限り、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法附則 11 ⑭）。

(2) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 10 ①）。

イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 10 ③）。

ウ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ①）。

エ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ③）。

オ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ④）。

カ 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑤）。

キ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑦）。

ク 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑩）。

ケ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑬）。

コ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 の 4 ①）。

サ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である

一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 の 4 ③）。

シ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する一定の業務により整備された工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る非課税措置の適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 51 の 2 ①）。

(3) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、対象から食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて当該施設を取得する場合を除外した上、その適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 11 ⑫、令附則 7 ⑯）。

イ 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置について、対象を東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に限定した上、その適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長すること（旧法附則 11 ⑬、法附則 51 の 2 ③）。

(4) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

ア 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等の指定又は換地若しくは交換分合により取得する土地に係る特例措置（旧法 73 の 2 ⑩、73 の 6 ①、旧令 37 の 12）

イ 独立行政法人森林総合研究所が一定の事業により取得する不動産に係る非課税措置（旧法附則 10 ⑥、旧令附則 6 の 16 ⑥）

ウ 外貿埠頭公社の民営化に伴い、公社から民営化会社が承継する不動産に係る非課税措置（旧法附則 40、旧令附則 22）

4 自動車取得税

衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の対象に車両総重量が 5 トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを追加することとした（法附則 12 の 2 の 5 ⑦、則附則 4 の 6）。

5 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を 2 分の 1 とする特例措置等の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 32）。

第 2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

(1) 前々年中又は前年中の所得について個人の市町村民税の所得割が課された個人の白色申告者に係る記録保存義務を廃止することとした（旧法 317 の 8、旧則 9 の 3）。

(2) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場

合における当該譲渡所得等に係る個人の市町村民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えることとした（法附則 3 の 2 の 4 ①）。

(3) 個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成 29 年であるものまで 4 年間延長するとともに、このうち所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税法第 29 条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額相当額である場合、控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の 100 分の 4.2 に相当する金額（当該金額が 81,900 円を超える場合には、81,900 円）とすることとした（法附則 5 の 4 の 2）。

(4) 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除について、平成 26 年度から平成 50 年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（100 分の 2.1）を乗じて得た率を加算する措置を講ずることとした（法附則 5 の 6 ②）。

(5) 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとした（法附則 44 の 2、令附則 27 の 2）。

(6) 東日本大震災によりその有していた自己の居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった納税義務者が住宅の再取得又は増改築等をして平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの間に居住の用に供した場合、個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の 100 分の 4.2 に相当する金額（当該金額が 81,900 円を超える場合には、81,900 円）とすることとした（法附則 45）。

(7) 公社債等及び株式等に係る所得に対する課税について、以下の措置を講ずることとした。

ア 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権に対する課税

① 平成 28 年 1 月 1 日以後に納税義務者が支払を受けるべき一定の特定公社債等の利子等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100 分の 3 の税率による分離課税とすること（法附則 33 の 2）。

② 平成 28 年 1 月 1 日以後における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等について納税義務者が申告した場合には、所得割の課税対象とし、100 分の 3 の税率による分離課税とすること（法附則 35 の 2 の 2）。

イ 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充

① 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）及び譲渡所得等との損益通算を可能とすること（法附則 35 の 2 の 6）。

② 平成 29 年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、前年前 3 年内の各年に生

じた特定公社債等の譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り。）及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とすること（法附則35の2の6）。

ウ 個人が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又は当該金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、当該特定口座へ受け入れることができることとすること。この場合には、特定口座内の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額と特定口座以外の特定公社債等に係る譲渡所得等の金額は、区分してこれらの金額を計算すること（法附則35の2の4）。

エ 平成28年1月1日以後の一般公社債等の譲渡に係る譲渡所得等（一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなされる一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額を含む。以下同じ。）については、所得割の課税対象とし、100分の3の税率による分離課税とすること。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税の対象とすること（法附則35の2）。

オ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組すること（法附則35の2、35の2の2）。

カ 特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例等の拡充

① 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該特定公社債を発行した法人の清算終了等の事実が生じたときは、当該事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすること（法附則35の2の3）。

② 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、本特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、当該損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用対象とすること（法附則35の2の3）。

③ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、本特例により控除することができる譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できることとすること（法附則35の3）。

(8) 平成28年10月1日以後の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について、以下の措置を講ずることとした。

① 市町村が特別徴収対象年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する年金所得に係る仮特別徴収税額を、当該市町村が特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市町村民税のうち前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額の2分の1に相当する額とすること（法321の7の8①）。

② 特別徴収対象年金所得者が賦課期日後に市町村の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続すること（法321の7の9）。

(9) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の国内の設備投資額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則8⑦⑧）。

(10) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則8⑨⑩）。

2 固定資産税及び都市計画税

(1) エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備のうち平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に新たに取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の6分の5とする特例措置を講ずることとした（法附則15⑳、則附則6㉟）。

(2) 鉄道事業者等が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に既設の鉄軌道に係る地震防災上必要とされる補強のための工事で取得した一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を取得後5年度間はその価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法附則15㉞、則附則6㉟①）。

(3) 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る同法に規定する協定倉庫について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を締結後5年度間はその価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を講ずることとした（法附則15㉟）。

(4) 港湾法に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて港湾法の一部を改正する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から平成27年3月31日までの間に取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後10年度間はその価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法附則15㉟、令附則11㉟、則附則6㉟②）。

(5) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成25年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成25年度課税土地等及び平成25年度2分の1減額課税土地等を除く。）について、平成25年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする特例措置を講ずることとした（法附則55⑤⑦）。

(6) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定して公示した区域内に所在する土地及び当該区域内に平成25年度に係る賦課期日において所在する家屋で、その使用状況、社会資本の復旧の状況等を総合的に勘案し、固定資産税額及び都

市計画税額のそれぞれ2分の1に相当する額を減額することが適当と認めるものについて、平成25年度分の固定資産税額及び都市計画税額からそれぞれ2分の1に相当する額を減額するものとする特例措置を講ずることとした（法附則55⑥⑦）。

(7) 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅のうち当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であったものに係る減額を当該耐震改修が完了した年の翌年度から2年度分（改正前1年度分）とするとともに、その対象となる耐震改修に要した費用の要件を50万円超（改正前30万円以上）とすることとした（法附則15の9①、令附則12⑳）。

(8) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

ア 独立行政法人鉄道建築・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則14②）。

イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15④）。

ウ 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15⑬）。

エ 鉄道事業者等が取得した新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15⑭）。

オ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15⑰）。

カ 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15⑳）。

キ 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成26年度分まで延長すること（法附則15㉑）。

ク 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15㉒）。

ケ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築

物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15の8③）。

コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15の8④）。

サ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15の8⑤）。

シ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる一定の業務により整備した工場又は事業場の用に供する一定の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その対象となる家屋の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則56の2①）。

(9) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

ア 倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その対象資産の新設又は増設の期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15①、令附則11②③、則附則6⑧）。

① 対象となる貯蔵槽倉庫の規模の要件を6,000立方メートル以上（改正前5,000立方メートル以上）とすること。

② 対象となる附属機械設備に搬出貨物表示装置等を追加すること。

イ 電気自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる電気を動力源とする自動車に水素を充填するための設備の取得価額の要件を1億5,000万円以上（改正前2,000万円以上）とした上、対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15⑩、令附則11⑪）。

ウ 鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から輸送力増強車両のうち列車の運行本数の増加に係るものを除外した上、その対象資産の取得期限を平成27年3月31日まで延長すること（法附則15⑮、則附則6⑳）。

エ 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産税に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の5分の3（改正前2分の1）とした上、その適用期限を平成27年度分まで延長すること（法附則15㉓）。

オ 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超（改正前30万円以上）とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長すること（法附則15の9④⑤、令附則12㉔）。

カ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる改修工事に要した費用の要件を50万円超（改正前30万円以上）とした上、その対象資産の改修期限を平成28年3月31日まで延長すること（法附則15の9⑨⑩、令附則12㉕）。

(10) 次に掲げる非課税措置等を廃止することとした。

- ア 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税及び都市計画税の納税義務者の特例措置（旧法 343 ⑥）
- イ 独立行政法人森林総合研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置（旧法附則 14 ①、旧令附則 10 の 3 ①）
- ウ 外貿埠頭公社が所有する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 15 ⑤、旧令附則 11 ⑦⑧⑨、旧則附則 6 ⑳㉑）
- エ 鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 15 ⑫、旧令附則 11 ⑮⑯⑰⑱、旧則附則 6 ㉒）
- オ 電気通信事業を営む者で資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人であるものが電気通信基盤充実臨時措置法に規定する高度通信施設整備事業により新設した一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 15 ㉓、旧令附則 11 ㉔、旧則附則 6 ㉕）
- カ 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税の減額措置（旧法附則 16 の 2 ①④、旧令附則 12 の 2 ①②③⑧⑨、旧則附則 7 の 2 ①②）
- キ 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 16 の 2 ②④、旧令附則 12 の 2 ④⑤⑧⑨、旧則附則 7 の 2 ②）
- ク 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（旧法附則 16 の 2 ③④、旧令附則 12 の 2 ⑥⑦⑧⑨、旧則附則 7 の 2 ①②）

3 事業所税

- (1) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を法人が行う事業については平成 26 年 6 月 30 日までに終了する事業年度分まで、個人が行う事業については平成 26 年分まで延長することとした（法附則 33 ⑤）。
- (2) 事業所税の課税団体のうち人口 30 万以上の市で政令で指定するものについて、その人口要件のうち住民基本台帳に記録されている者の数に係る基準日について、1 月 1 日現在とすることとした（令 56 の 14）。
- (3) 木材の加工業者又は販売業者がその事業の用に供する木材保管施設の資産割の課税標準の特例措置について、構造が簡易なものとして総務省令で定めるものとする要件を撤廃することとした（令 56 の 57 ③、則 24 の 14 ②）。
- (4) 1 月 1 日現在の住民基本台帳に記録されている者の数が 30 万未満となることにより事業所税の課税団体に該当しなくなる場合について、同年の 1 月 2 日以降事業所税の課税団体に該当しなくなるものとする（令 56 の 84）。

4 国民健康保険税

- (1) 被保険者均等割額又は世帯別平等割額の減額について、減額の対象を判定する基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者（以下「特定同一世帯所属者」という。）をその算定上含むこととする措置について、移行後 5 年目までの間に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置とすることとした（法 703 の 4 ⑩）。
- (2) 特定世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯（移行後 5 年目までの間に限る。））に対して、世帯別平等割額を 2 分の 1 軽減する措置に加え、特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者の属する世帯（移行後 6 年目から 8 年目までの間に限る。））においても世帯別平等割額を 4 分の 1 軽減する措置を講ずることとした（法 703 の 4 ⑩⑱）。

第 3 その他

- 1 更正の請求をすることができる期限について日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合又は災害等により期限延長される場合には、更正等の期間制限の特例として、当該更正の請求があった日の翌日から起算して 6 月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとした（法 17 の 6 ①）。
- 2 法定申告期限から 5 年を超えて行う法人税の純損失等の金額の更正により、法人事業税において法定納期限の翌日から 5 年を経過した税額に変更が生じないことを明確化することとした（法 17 の 6 ③）。
- 3 延滞金及び還付加算金の割合等について、次のとおり見直しを行うこととした（法附則 3 の 2、令附則 3 の 2）。
 - (1) 延滞金（(2)の延滞金を除く。）の割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年の租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合にあっては当該年における特例基準割合に年 7.3%を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年 1%を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3%を超える場合には、年 7.3%の割合）とする。
 - (2) 法人住民税及び法人事業税について納期限の延長があった場合の延滞金の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合とする。
 - (3) 徴収の猶予等の適用を受けた場合の延滞金について、当該徴収の猶予等をした期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合における延滞金の額を超える部分の金額を免除する。
 - (4) 還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合とする。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

Ⅲ 特記事項

- 1 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあっては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。
 公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消された例が続いていることも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。
- 2 本年度改正においては、金融所得課税の一体化、法人に係る利子割の廃止、個人住民税の年金特別徴収制度の見直し、不動産特定共同事業に係る不動産取得税の特例措置の創設等に関する地方税法施行令及び地方税法施行の改正は、別途行う予定であること。

3. 府 税 一 覧 (平成 25 年 11 月現在)

普 通 税

1. 個人府民税

(1) 均等割及び所得割

納税義務者	1 府内に住所を有する個人 2 府内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの	府税条例第 24 条
課税標準	所得割 前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	府税条例第 27 条
控 除	所得控除 1 雑損控除 (災害又は盗難若しくは横領により損失を受けた場合) 次のいずれか多い金額 ア (損失の金額 - 保険等により補てんされた額) - (総所得金額等 × $\frac{1}{10}$) イ (災害関連支出の金額 - 保険等により補てんされた額) - 5 万円 2 医療費控除 (支払った医療費の総額 - 保険等により補てんされた額) - {(総所得金額等 × 5/100) 又は 10 万円のいずれか低い額} (限度額 200 万円) 3 社会保険料控除……支払った額 4 小規模企業共済等掛金控除……支払った額 5 生命保険料控除 ア 旧契約 (平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等) に係る生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合 (両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額 (上限額 70,000 円)) 支払った保険料が (ア) 15,000 円以下の場合 …………… 支払った保険料の全額 (イ) 15,000 円超 40,000 円以下の場合 …………… …… (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 7,500 円 (ウ) 40,000 円超 70,000 円以下の場合 …………… …… (支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 17,500 円 (エ) 70,000 円超の場合 …………… 35,000 円 イ 新契約 (平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等) に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合 (各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額 (上限額 70,000 円)) 支払った保険料が (ア) 12,000 円以下の場合 …………… 支払った保険料の全額 (イ) 12,000 円超 32,000 円以下の場合 …………… …… (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 6,000 円 (ウ) 32,000 円超 56,000 円以下の場合 …………… …… (支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 14,000 円 (エ) 56,000 円超の場合 …………… 28,000 円 ウ 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合 新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額 (各保険の上限額 28,000 円、全体の上限額 70,000 円) 6 地震保険料控除 ア 地震保険料 支払った地震保険料の 1/2 (限度額 25,000 円) イ 旧長期損害保険料 (ア) 保険料が 5,000 円以下の場合 支払った保険料の全額 (イ) 保険料が 5,000 円超 15,000 円以下の場合 (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 2,500 円	府税条例第 27 条の 2 地方税法第 34 条

	(ウ) 保険料が15,000円超の場合 10,000円 ア・イ両方がある場合 ア、イそれぞれの方法で計算した金額の合計額 (限度額25,000円) 7 障害者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除……26万円 特別障害者(精神又は身体に重度の障害がある者)の場合 30万円 同居の特別障害者の場合 53万円 寡婦で総所得金額等が38万円以下である生計を一にする子があり、 かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の場合 30万円 8 配偶者控除……33万円 配偶者が70歳以上の場合 38万円 9 配偶者特別控除……最高33万円 (ただし、配偶者に所得がある場合には、一定の調整後の額) 10 扶養控除……扶養親族(年齢16歳以上の者)1人につき 33万円 扶養親族が70歳以上の場合 38万円 扶養親族が19歳以上23歳未満の場合 45万円 扶養親族が同居の70歳以上の直系尊属の場合 45万円 11 基礎控除……33万円 事業専従者控除 青色申告者……適正な給与支払額 白色申告者……限度額 配偶者86万円 その他50万円	地方税法第32条
税 率	1 均等割……年1,000円 2 所得割……100分の4	府税条例第31条 府税条例第28条
税 額 控 除	1 調整控除 2 外国税額控除 3 配当控除 4 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 5 住宅借入金等特別税額控除 6 寄附金税額控除	府税条例第29条 府税条例第30条 府税条例附則第4条 府税条例第30条の2 府税条例附則第4条の4、第4条の4の2 府税条例第29条の2
賦 課 期 日	当該年度の初日の属する年の1月1日	府税条例第32条
納 期	(市町村民税の納期と同じ) 1 普通徴収……6月、8月、10月及び1月中(ただし均等割 のみの場合6月中)において、市町村の条例で定める。 2 特別徴収(給与所得者)……特別徴収義務者(給与支払者)が、 特別徴収税額の12分の1の額を6月から翌年5月までの間に 給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月10日 までに市町村に納入する。 3 特別徴収(65歳以上の公的年金受給者)……特別徴収義務 者(年金保険者)が、各人の税額を年金の支給の際徴収し、そ の徴収した月の翌月10日までに市町村に納入する。 (仮徴収…4月、6月、8月 本徴収…10月、12月、2月)	地方税法第320条 地方税法第321条の5 地方税法第321条の7の6、 第321条の7の8
徴 収 方 法	普通徴収又は特別徴収(賦課徴収は市町村が市町村民税の賦課 徴収と併せて行う。)	地方税法第41条、 第42条
所 得 割 の 課 税 の 特 例	退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に おいて府内に住所を有する者が、当該退職手当等の支払を受ける 場合には、当該退職手当等の所得を他の所得と区別し、所得割を 課する。	府税条例第36条の 2 から第36条の 8 まで

(2) 配当割

納税義務者	特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受 けるべき日現在において府内に住所を有する者	府税条例第24条
課 税 標 準	支払を受けるべき特定配当等の額	府税条例第41条の6
税 率	100分の5(100分の3) ※平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき特定配当等の 額に係る税率()内の税率	府税条例第41条の7 [平成20年京都府条例 第23号附則第3項]
納 期	当月分を翌月10日まで(源泉徴収選択口座内配当等は当年分を 翌年1月10日まで)	府税条例第41条の10
徴 収 方 法	特別徴収	府税条例第41条の9

(3) 株式等譲渡所得割

納税義務者	選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価等に 相当する金額の支払を受ける個人で当該金額の支払を受けるべ き日の属する年の1月1日現在において府内に住所を有する者	府税条例第24条
課 税 標 準	特定株式等譲渡所得金額	府税条例第41条の11
税 率	100分の5(100分の3) ※平成25年12月31日までの間に行われた特定口座内保管上場株 式等の譲渡に係る税率は()内の税率	府税条例第41条の12 [平成20年京都府条例 第23号附則第4項]
納 期	当年分を翌年1月10日まで	府税条例第41条の14
徴 収 方 法	特別徴収	府税条例第41条の13

2. 法人府民税

納税義務者	○ 府内に事務所・事業所がある法人……均等割と法人税割 ○ 府内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどが ある法人……均等割 ○ 府内に事務所・事業所や寮などがある法人でない社団又は財 団で、代表者又は管理人の定めのあるもの……均等割(収益 事業を行っている場合は、均等割と法人税割) ○ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課せられる 個人で、府内に事務所又は事業所を有するもの…法人税割	府税条例第24条
課 税 標 準	法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	地方税法第23条第1項

税 率	1 均等割 (年額)	府税条例第38条
	区 分	税 率
	(1) 次に掲げる法人	2万円
	(ア) 公共法人及び公益法人等	
	(イ) 人格のない社団等	
	(ウ) 一般社団法人(非営利型法人を除く)及び 一般財団法人(非営利型法人を除く)	
(エ) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は除く)		
(オ) 資本金等の額が1,000万円以下の法人		
(2) 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	5万円	
(3) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	13万円	
(4) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	54万円	
(5) 資本金等の額が50億円を超える法人	80万円	
	a 保険業法に定める相互会社にあつては、上表の資本金等の額に代えて純資産額を基準にして税率を適用する。 b 資本金等の額＝法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額	地方税法第23条
	2 法人税割 (1) 資本金の額若しくは出資金の額が3億円超、又は法人税額(個別帰属法人税額)が年1,600万円超の法人等……100分の5.8 ※平成28年3月31日までの特例措置 (2) (1)以外の法人……100分の5.0	府税条例附則第12条 府税条例第37条
納 期	法人税と同じ。ただし公共法人及び公益法人で法人税の課されないもの……4月30日	地方税法第53条
徴収方法	申告納付	地方税法第53条

3. 利子等に係る府民税(利子割)

納税義務者	利子等の支払又はその取扱いをする者(金融機関等)の営業所等で府内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者	府税条例第24条
課税標準	支払を受けるべき利子等の額	府税条例第39条
税 率	100分の5	府税条例第40条
納 期	当月分を翌月10日まで	府税条例第41条の4
徴収方法	特別徴収	府税条例第41条の3

4. 法人事業税

納税義務者	事業を行う法人(人格のない社団等で収益事業を行うもの及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。)	府税条例第42条																												
課税客体	法人の行う事業	府税条例第42条																												
課税標準	1 2以外の事業……各事業年度の所得及び清算所得 ※外形標準課税適用法人については、以下のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>所得割</td> <td>各事業年度の所得及び清算所得</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>各事業年度の付加価値額</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>各事業年度の資本金等の金額</td> </tr> </table> 2 電気供給業、ガス供給業及び保険業……各事業年度の収入金額 府税条例第42条の5	所得割	各事業年度の所得及び清算所得	付加価値割	各事業年度の付加価値額	資本割	各事業年度の資本金等の金額																							
所得割	各事業年度の所得及び清算所得																													
付加価値割	各事業年度の付加価値額																													
資本割	各事業年度の資本金等の金額																													
税 率	1 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人以外の法人(外形標準課税非適用法人) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通法人</td> <td rowspan="2">各事業年度の所得のうち</td> <td>年400万円以下の金額</td> <td>100分の2.7 (100分の2.95)</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の4 (100分の4.365)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">清算所得</td> <td>年800万円を超える金額</td> <td>100分の5.3 (100分の5.78)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100分の5.78</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人</td> <td rowspan="2">各事業年度の所得のうち</td> <td>年400万円以下の金額</td> <td>100分の2.7 (100分の2.95)</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超える金額</td> <td>100分の3.6 (100分の3.93)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人</td> <td rowspan="2">清算所得</td> <td></td> <td>100分の3.93</td> </tr> <tr> <td>3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人</td> <td>普通法人 100分の5.3 (100分の5.78) 特別法人 100分の3.6 (100分の3.93)</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td> <td>電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人</td> <td>100分の0.7 (100分の0.765)</td> </tr> </tbody> </table> 府税条例第42条の7 府税条例附則第12条の2	区 分		税 率	普通法人	各事業年度の所得のうち	年400万円以下の金額	100分の2.7 (100分の2.95)	年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4 (100分の4.365)	清算所得	年800万円を超える金額	100分の5.3 (100分の5.78)		100分の5.78	特別法人	各事業年度の所得のうち	年400万円以下の金額	100分の2.7 (100分の2.95)	年400万円を超える金額	100分の3.6 (100分の3.93)	法人	清算所得		100分の3.93	3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人	普通法人 100分の5.3 (100分の5.78) 特別法人 100分の3.6 (100分の3.93)	収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人	100分の0.7 (100分の0.765)
区 分		税 率																												
普通法人	各事業年度の所得のうち	年400万円以下の金額	100分の2.7 (100分の2.95)																											
		年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4 (100分の4.365)																											
	清算所得	年800万円を超える金額	100分の5.3 (100分の5.78)																											
			100分の5.78																											
特別法人	各事業年度の所得のうち	年400万円以下の金額	100分の2.7 (100分の2.95)																											
		年400万円を超える金額	100分の3.6 (100分の3.93)																											
法人	清算所得		100分の3.93																											
		3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人	普通法人 100分の5.3 (100分の5.78) 特別法人 100分の3.6 (100分の3.93)																											
収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人	100分の0.7 (100分の0.765)																												

2 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人
(外形標準課税適用法人)

区 分		税 率
所得割	年400万円以下の所得金額	100分の1.5 (100分の1.69)
	年400万円を超え年800万円以下の所得金額	100分の2.2 (100分の2.475)
	年800万円を超える所得金額 ^(※注) 及び清算所得	100分の2.9 (100分の3.26)
付加価値割		100分の0.48 (100分の0.504)
資 本 割		100分の0.2 (100分の0.21)

(※注) 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割は、すべてこの区分の税率を適用

()内の税率は、平成27年12月31日までの特例措置。ただし、資本金の額又は出資金の額が3億円以下で、かつ割毎に次の要件を満たす法人等は除く。

適用対象要件	
所得割	所得 4千万円以下
付加価値割	付加価値額 1億4千万円以下
資本割	資本金等の額 1億6千万円以下
収入割	収入金額 3億2千万円以下

平成22年10月1日以後に解散した法人は、清算所得課税が廃止され、所得に対して課税する。

納 期	1 確定申告 事業年度終了の日から原則として2月以内	地方税法第72条の25、 第72条の28 地方税法第72条の26
	2 中間(予定)申告 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内	
徴収方法	申告納付	地方税法第72条の24 の12

(参考) 地方法人特別税

地域間の税源偏在を是正するため、税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離

税 率	平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用	
	区 分	税 率
	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	148%
	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	81%
	基準法人収入割額	81%
基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割、収入割)の税額		
徴収方法	法人事業税と併せて申告納付	

5. 個人事業税

納税義務者	第1種事業、第2種事業又は第3種事業を行う個人	府税条例第42条
課税客体	<p>1 個人の行う第1種事業 (1)物品販売業（動植物その他普通に物品とされないものの販売業を含む。）(2)保険業 (3)金銭貸付業 (4)物品貸付業（動植物その他普通に物品とされないものの貸付業を含む。）(5)不動産貸付業 (6)製造業（物品の加工修理業を含む。）(7)電気供給業 (8)土石採取業 (9)電気通信事業（放送事業を含む。）(10)運送業 (11)運送取扱業 (12)船舶ていけい場業 (13)倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）(14)駐車場業 (15)請負業 (16)印刷業 (17)出版業 (18)写真業 (19)席貸業 (20)旅館業 (21)料理店業 (22)飲食店業 (23)周旋業 (24)代理業 (25)仲立業 (26)問屋業 (27)両替業 (28)公衆浴場業（3(24)に該当するものを除く。）(29)演劇興行業 (30)遊技場業 (31)遊覧所業 (32)商品取引業 (33)不動産売買業 (34)広告業 (35)興信所業 (36)案内業 (37)冠婚葬祭業</p> <p>2 個人の行う第2種事業 (1)畜産業（農業に付随して行うものを除く。）(2)水産業（小規模な水産動植物の採捕事業として政令で定めるものを除く。）(3)薪炭製造業</p> <p>3 個人の行う第3種事業 (1)医業 (2)歯科医業 (3)薬剤師業 (4)あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。）(5)獣医業 (6)装蹄師業 (7)弁護士業 (8)司法書士業 (9)行政書士業 (10)公証人業 (11)弁理士業 (12)税理士業 (13)公認会計士業 (14)計理士業 (15)社会保険労務士業 (16)コンサルタント業 (17)設計監督者業 (18)不動産鑑定業 (19)デザイン業 (20)諸芸師匠業 (21)理容業 (22)美容業 (23)クリーニング業 (24)公衆浴場業（政令で定めるものを除く。）(25)歯科衛生士業 (26)歯科技工士業 (27)測量士業 (28)土地家屋調査士業 (29)海事代理士業 (30)印刷製版業</p>	<p>地方税法第72条の2 地方税法施行令第10条の3</p> <p>地方税法第72条の2 地方税法施行令第12条</p> <p>地方税法第72条の2 地方税法施行令第14条</p>
課税標準	所得	府税条例第42条の14
控除	<p>1 専従者控除 青色申告者……適正な給与支払額 白色申告者……限度額 配偶者 86万円 その他 50万円</p>	地方税法第72条の49の12

控除	<p>2 損失の繰越控除（青色申告者のみ）</p> <p>3 被災事業用資産の損失の繰越控除</p> <p>4 事業用資産の譲渡損失の控除</p> <p>5 事業用資産の譲渡損失の繰越控除（青色申告者のみ） 以上のものは申告書を提出した場合のみ控除</p> <p>6 事業主控除……290万円</p>	<p>地方税法第72条の49の12</p> <p>地方税法第72条の49の14</p>
税率	<p>1 第1種事業を行う個人……所得の100分の5</p> <p>2 第2種事業を行う個人……所得の100分の4</p> <p>3 第3種事業（4に掲げるものを除く。）を行う個人 …………… 所得の100分の5</p> <p>4 第3種事業のうち地方税法第72条の2第10項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人…………… 所得の100分の3</p>	府税条例第42条の16
減免	<p>1 災害を受けた場合 (1) 減免を受ける者……震災、風水害、火災又はこれらに類する災害により事業用資産に損害を受けた場合（被害割合が10分の1以上であること） (2) 減免額……事業税額に被害割合を乗じて得た額を限度として減免。ただし、被害割合が2分の1以上であり、かつ、前年の事業の所得金額が500万円以下である場合は、事業税額を一律免除</p> <p>2 生活困難の場合 (1) 減免を受ける者…生活保護法の規定による保護を受ける者等 (2) 減免額…当該税額を限度として減免</p> <p>3 傷病等によって事業を休止した場合 (1) 減免を受ける者……納税者又は納税者の扶養親族で入院者等がある者その他これらに類するものと認められる者 (2) 減免額……所得のうち入院等によって減少すると認められる額に税率を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>4 事業の形態が特殊であると認められる場合 (1) 減免を受ける者……問屋又は製造業者の委託により物品の提供を受けて、専ら家内労働でその物品の製造又は加工を行う者（賃織加工を行う者） (2) 減免額……事業専従者1人につき17万円に税率を乗じた額を限度として減免</p>	<p>府税条例第42条の20の2</p> <p>府税条例附則第12条の3</p>
納期	<p>1 税額1万円超の場合 第1期 8月1日から8月31日まで 第2期 11月1日から11月30日まで</p> <p>2 税額1万円以下の場合 8月1日から8月31日まで</p>	府税条例第42条の17

納 期	3 年の中途において事業を廃止した場合……納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで	
徴収方法	普通徴収	地方税法第72条の49の18

6. 地方消費税

納税義務者	1 課税資産の譲渡（譲渡割）……譲渡を行った事業者 2 課税貨物の保税地域からの引取り（貨物割）……引き取る者	府税条例第42条の21															
課税客体	1 譲渡割……事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供 2 貨物割……保税地域から引き取られる外国貨物	府税条例第42条の21															
課税標準	消費税額	府税条例第42条の22															
税 率	～H26.3.31 100分の25（消費税率4%×1/4=実質1%） H26.4.1～ 63分の17（消費税率6.3%×17/63=実質1.7%） H27.10.1～ 78分の22（消費税率7.8%×22/78=実質2.2%）	府税条例第42条の23															
納 期	(消費税の納期と同じ) 1 譲渡割 (1) 確定申告個人事業者… 3月31日 法人…事業年度終了の日から2月以内 (2) 中間申告	地方税法第72条の88 地方税法第72条の87															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前期の消費税 確定年税額(注1)</th> <th>個人事業者</th> <th>法 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,800万円超</td> <td colspan="2">課税期間開始の日以後1月ごとに区分した各期間につき、その各期間の末日の翌日から2月以内（注2）</td> </tr> <tr> <td>400万円超 4,800万円以下</td> <td>5月31日 8月31日 11月30日</td> <td>事業年度開始の日以後 3月・6月・9月 を経過した日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td> <td>8月31日</td> <td>事業年度開始の日以後 6月を経過した日から 2月以内</td> </tr> <tr> <td>48万円以下</td> <td colspan="2">中間申告不要</td> </tr> </tbody> </table>	前期の消費税 確定年税額(注1)	個人事業者	法 人	4,800万円超	課税期間開始の日以後1月ごとに区分した各期間につき、その各期間の末日の翌日から2月以内（注2）		400万円超 4,800万円以下	5月31日 8月31日 11月30日	事業年度開始の日以後 3月・6月・9月 を経過した日から2月以内	48万円超 400万円以下	8月31日	事業年度開始の日以後 6月を経過した日から 2月以内	48万円以下	中間申告不要		
前期の消費税 確定年税額(注1)	個人事業者	法 人															
4,800万円超	課税期間開始の日以後1月ごとに区分した各期間につき、その各期間の末日の翌日から2月以内（注2）																
400万円超 4,800万円以下	5月31日 8月31日 11月30日	事業年度開始の日以後 3月・6月・9月 を経過した日から2月以内															
48万円超 400万円以下	8月31日	事業年度開始の日以後 6月を経過した日から 2月以内															
48万円以下	中間申告不要																
	(注1) 地方消費税は含まない。 (注2) 個人事業者の場合には、その課税期間開始の2月分（1月及び2月分）は5月末日、法人の場合には、その課税期間開始後の1月分は、その課税期間開始の日から2月を経過した日から2月以内とする措置がある。																

	2 貨物割 課税貨物を引き取る時	地方税法第72条の103
徴収方法	1 譲渡割……申告納付 2 貨物割……申告納付	地方税法第72条の86 地方税法第72条の100

7. 不動産取得税

納税義務者	不動産（土地又は家屋）の取得者	府税条例第43条
課税客体	不動産の取得	府税条例第43条
課税免除	1 地域団体が公民館に類似する施設の用に供する不動産その他の公共の用に供する不動産を取得した場合 2 宅地等の造成、賃貸その他の管理及び譲渡等を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人該当の特定の法人がその業務の用に供する土地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供する家屋を取得した場合 3 公益社団法人又は公益財団法人が文化財の保全の用に供する不動産を取得した場合	府税条例第43条の2
課税標準	取得した不動産の価格	府税条例第43条
免 税 点	不動産取得税の課税標準となるべき額 (1) 土地の取得（当該土地を取得した日から1年以内の当該土地に隣接する土地の取得を含む。）の場合……10万円 (2) 家屋の取得（当該家屋を取得した日から1年以内の当該家屋と一構となるべき家屋の取得を含む。）の場合 建築したもの…1戸につき23万円 その他………1戸につき12万円	地方税法第73条の15の2
特例控除	一定の住宅を建築した場合（新築） 1戸につき…1,200万円（1,300万円）を価格から控除（ ）内は、長期優良住宅の新築の場合。平成21年6月4日から平成26年3月31日までの取得に限る。 一定の住宅を取得した場合（中古） 1戸につき……建築年により100万円、150万円、230万円、350万円、420万円、450万円、1,000万円又は1,200万円を価格	府税条例第43条の2の2 府税条例附則第13条第10項
税 率	100分の4 ただし、平成20年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われた住宅又は土地の取得については、税率100分の3。（経過措置）	府税条例第43条の3 府税条例附則第14条の2

減 額	<p>次に該当する場合は150万円又は住宅の床面積を基礎として計算した額のいずれか高い額に税率を乗じて得た額を減額</p> <p>1 新築住宅用敷地の取得</p> <p>(1) 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築した場合（ただし、次のいずれかの場合に限る。）</p> <p>ア 土地を取得した人が取得した土地を特例適用住宅新築時まで引き続いて所有している場合</p> <p>イ 土地を取得した人からその土地を取得した者が、特例適用住宅を新築した場合</p> <p>(2) 特例適用住宅を新築した日から1年以内にその敷地を取得した場合</p> <p>(3) 取得者自ら居住するために、新築未使用の特例適用住宅とその敷地を取得した場合（※1）</p> <p>(4) 新築未使用の特例適用住宅とその敷地を、その住宅の新築日から1年以内に取得した場合（※2）</p> <p>2 中古住宅用敷地の取得</p> <p>(1) 土地を取得した日から1年以内にその土地の上に建っている既存住宅を取得者自ら居住するために取得した場合</p> <p>(2) 取得者自らが居住するための既存住宅を取得した日から1年以内にその敷地を取得した場合</p> <p>（※1）平成10年4月1日以降に新築された特例適用住宅とその敷地を取得した場合に限る。</p> <p>（※2）平成10年4月1日以降に新築された特例適用住宅とその敷地を平成16年3月31日までに取得した場合は2年以内。</p>	府税条例第43条の10 府税条例附則第12条の4
減 免	<p>1 取得した不動産が次に該当する場合に損害額に税率を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>(1) 被災不動産に代わるものとして取得したもの</p> <p>(2) 取得直後に被災したもの</p> <p>2 次の各号に掲げる者が、当該法人の設立前1年以内に各号に掲げる不動産を取得した場合に当該不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>(1) 宗教法人を設立しようとする者が宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地の用に供する不動産</p> <p>(2) 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人を設立しようとする者がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産</p> <p>(3) 学校法人を設立しようとする者が、その設置する寄宿舎で直接その用に供する不動産</p>	府税条例第43条の2の3

	<p>(4) 公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人を設立しようとする者がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産</p> <p>(5) 公益社団法人又は公益財団法人を設立しようとする者が、その設置する看護婦、准看護婦、歯科衛生士及び歯科技工士の養成所において直接教育の用に供する不動産</p> <p>(6) 公益社団法人若しくは公益財団法人（職業能力開発促進法第24条の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするものに限る。）、職業訓練法人又は職業訓練法人連合会を設立しようとする者が、その設置する職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産</p> <p>(7) 社会福祉法による社会福祉事業又は更生保護事業法による更生保護事業を経営することを目的として法人を設立しようとする者が直接その事業の用に供する不動産</p> <p>(8) 学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人を設立しようとする者が直接その研究の用に供する不動産</p> <p>3 農業委員会のあっせんによる農地の交換により土地を取得した場合には当該土地の価額に税率を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>4 国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて特定の不動産を取得した場合には価格に当該不動産の取得価額に対する当該補助金の額の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>5 新築した住宅を譲り受けるための土地の取得等府税条例第43条の10の規定に照らし減免することが適当と認められる一定の場合には同条の規定による減額の計算に準じて計算した金額を限度として減免</p> <p>6 京都府環境を守り育てる条例に規定する特定工場又は特定施設の設置者が公共の危害防止のためにするばい煙、粉じん、汚水等の処理に係る施設の用に供する不動産を取得した場合には当該不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度として減免</p>	
納 期	納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで	府税条例第43条の4
徴収方法	普通徴収	地方税法第73条の17

8. 府たばこ税

納税義務者	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸売販売業者	府税条例第44条、第44条の2
課税客体	売渡し又は消費に係る製造たばこ	府税条例第44条、第44条の2
課税標準	製造たばこの本数	府税条例第44条の3
税 率	1,000本につき860円 ただし、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄については、1,000本につき411円	府税条例第44条の4 府税条例附則第15条の3
納 期	当月分を翌月末日まで	府税条例第44条の7
徴収方法	申告納付	府税条例第44条の6

9. ゴルフ場利用税

納税義務者	ゴルフ場の利用者	府税条例第45条
課税客体	ゴルフ場の利用行為	府税条例第45条
税 率	1人1日について 1級 1,200円 5級 950円 2級 1,150円 6級 750円 3級 1,050円 7級 600円 4級 1,000円 次に該当するゴルフ場の利用でその利用料金が通常の利用料金の5分の1（イについては2分の1）以上軽減されている場合は上記税率の2分の1 (ア) 年齢65歳以上70歳未満の者のゴルフ場の利用 (イ) 利用時間、利用場所等の制限があるゴルフ場の利用で規則で定めるもの (ウ) 国民体育大会等に参加するプロゴルファー以外の選手の当該競技会に係るゴルフ場の利用で規則で定めるもの	府税条例第45条の2
納 期	当月分を翌月15日まで	府税条例第45条の6
徴収方法	特別徴収	府税条例第45条の3

10. 自動車取得税

納税義務者	自動車の取得者(割賦販売など所有権留保付売買の場合は買主)		府税条例第46条(府税条例第47条)
課税客体	自動車の取得		府税条例第46条 府税条例第47条
課税標準	自動車の取得価額		府税条例第48条
免税点	15万円(50万円) ()内は、平成30年3月31日までの暫定措置		地方税第120条 地方税法附則第12条の2の4
税 率	100分の3(100分の5) ()内は、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に係る当分の間の特例措置		府税条例第49条 府税条例附則第15条の4の2
特例措置	1 エコカー減税 (特例適用取得時期 H25.4.1~H26.3.31)		
	区 分	車同総重量	排気ガス基準 (平成〇〇年排出ガス基準 〇〇%以上低減達成) 平成27年度 燃費基準 (〇〇%以上向上達成) 新 車 中古車 (取得価格控除)
	燃料区分		
	電気自動車	電気・燃料電池	非課税
	天然ガス自動車	C N G	非課税
	プラグインハイブリッド自動車	ガソリン・電気 LPG・電気 軽油・電気	非課税
	乗用車	ガソリン	20%以上※1 非課税 10%以上※2 税率75%軽減 自家用1.25% 営業用0.75% 基準達成※3 税率50%軽減 自家用2.5% 営業用1.5%
		軽油	平成21年 非課税
		2.5t以下	20%以上※1 非課税 10%以上※2 税率75%軽減 自家用1.25% 営業用0.75% 基準達成※3 税率50%軽減 自家用2.5% 営業用1.5%
		2.5t超 3.5t以下	10%以上 非課税 5%以上 税率75%軽減 自家用1.25% 営業用0.75% 基準達成 税率50%軽減 自家用2.5% 営業用1.5%
		平成17年 50%以上	10%以上 税率75%軽減 自家用1.25% 営業用0.75% 5%以上 税率50%軽減 自家用2.5% 営業用1.5%
	バス・トラック	2.5t超 3.5t以下	10%以上 非課税 5%以上 税率75%軽減 自家用1.25% 営業用0.75% 基準達成 税率50%軽減 自家用2.5% 営業用1.5%
		平成21年	10%以上 非課税 5%以上 税率75%軽減 自家用1.25% 営業用0.75% 基準達成 税率50%軽減 自家用2.5% 営業用1.5%
		軽油	10%以上 非課税 5%以上 税率75%軽減 自家用1.25% 営業用0.75% 基準達成 税率50%軽減 自家用2.5% 営業用1.5%
		3.5t超	10%以上 非課税 5%以上 税率75%軽減 自家用1.25% 営業用0.75% 基準達成 税率50%軽減 自家用2.5% 営業用1.5%
		平成21年	10%以上 非課税 5%以上 税率75%軽減 自家用1.25% 営業用0.75% 基準達成 税率50%軽減 自家用2.5% 営業用1.5%

地方税法附則第12条の2の2
同第12条の2の3
同第12条の2の5
府税条例附則第15条の4の2

	<p>※1 平成27年度燃費基準を算定しておらず平成22年度燃費基準を算定している自動車については、「平成22年度基準値より50%以上燃費性能のよいもの」と読み替えます。</p> <p>※2 平成27年度燃費基準を算定しておらず平成22年度燃費基準を算定している自動車については、「平成22年度基準値より38%以上燃費性能のよいもの」と読み替えます。</p> <p>※3 平成27年度燃費基準を算定しておらず平成22年度燃費基準を算定している自動車については、「平成22年度基準値より25%以上燃費性能のよいもの」と読み替えます。 (車検証備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率(JC08モード燃費値)算定未了」と記載されている場合に限り適用)</p> <p>2 バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る軽減措置 (特例適用取得時期 H25.4.1~H26.3.31)</p> <table border="1" data-bbox="311 625 1062 751"> <tr> <td>ノンステップバス</td> <td>新車取得価格から1000万円控除</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス(乗車定員30人以上)</td> <td>新車取得価格から650万円控除</td> </tr> <tr> <td>リフト付きバス(乗車定員29人以下)</td> <td>新車取得価格から200万円控除</td> </tr> <tr> <td>ユニバーサルデザインタクシー</td> <td>新車取得価格から100万円控除</td> </tr> </table> <p>3 先進安全自動車(ASV)の取得に係る軽減措置について (特例適用取得時期 H25.4.1~H26.3.31) 衝突被害軽減ブレーキ搭載技術基準適合車</p> <table border="1" data-bbox="311 884 1062 1108"> <tr> <td>車両総重量8t超22t以下のトラック(トラクタ及びトレーラーを除く)</td> <td>新車取得価格から350万円控除</td> </tr> <tr> <td>車両総重量22t超のトラック(トラクタ及びトレーラーを除く)及び車両総重量13t超のトラクタ</td> <td>新車取得価格から350万円控除</td> </tr> <tr> <td>車両総重量5t超で乗車定員10人以上(立席なし)の乗用車・バス</td> <td>新車取得価格から350万円控除</td> </tr> </table>	ノンステップバス	新車取得価格から1000万円控除	リフト付きバス(乗車定員30人以上)	新車取得価格から650万円控除	リフト付きバス(乗車定員29人以下)	新車取得価格から200万円控除	ユニバーサルデザインタクシー	新車取得価格から100万円控除	車両総重量8t超22t以下のトラック(トラクタ及びトレーラーを除く)	新車取得価格から350万円控除	車両総重量22t超のトラック(トラクタ及びトレーラーを除く)及び車両総重量13t超のトラクタ	新車取得価格から350万円控除	車両総重量5t超で乗車定員10人以上(立席なし)の乗用車・バス	新車取得価格から350万円控除	
ノンステップバス	新車取得価格から1000万円控除															
リフト付きバス(乗車定員30人以上)	新車取得価格から650万円控除															
リフト付きバス(乗車定員29人以下)	新車取得価格から200万円控除															
ユニバーサルデザインタクシー	新車取得価格から100万円控除															
車両総重量8t超22t以下のトラック(トラクタ及びトレーラーを除く)	新車取得価格から350万円控除															
車両総重量22t超のトラック(トラクタ及びトレーラーを除く)及び車両総重量13t超のトラクタ	新車取得価格から350万円控除															
車両総重量5t超で乗車定員10人以上(立席なし)の乗用車・バス	新車取得価格から350万円控除															
減 免	<p>1 災害のあった日から6ヶ月以内に取得された自動車であって、被災自動車に代わるものとして取得した自動車として認められるもの</p> <p>2 公的医療機関の救急自動車、血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車</p> <p>3 下肢等障害者が取得した自動車専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は専ら当該下肢等障害者のために生計を一にする者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>4 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者が取得した自動車専ら当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの(3を含め、1台に限る。)</p> <p>5 構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるもの</p> <p>6 構造上下肢等障害者の利用に供するための自動車専ら下肢等障害者以外の者の利用に併せて供するものと知事が認めるもの</p> <p>7 構造上下肢等障害者が専ら運転するための自動車と知事が認めるもので営業用のもの</p> <p>上記1の自動車の取得については、被災自動車の被災日前日時点での価額として知事が算定した額に税率を乗じて得た金額を減免し、2から5までの自動車の取得については、取得価額に税率を乗じて得た額を限度として減免し、6又は7の自動車の取得については当該自動車の取得価額のうち下肢等障害者の利用に供するための製造若しくは構造変更又は専ら下肢等障害者が運転するための製造若しくは構造変更に要した金額として知事が定める額に税率を乗じて得た額に相当する額を減免する。</p>	府税条例第56条														

納 期	<p>1 新規登録、検査又は届出がされる自動車に係る自動車の取得……当該登録、検査又は届出の時</p> <p>2 移転登録を受けるべき自動車の取得……当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)</p> <p>3 1又は2以外の自動車の取得で、自動車検査証の記入を受けべき自動車の取得又は軽自動車届出済証の記入を受けべき自動車の取得……当該記入を受けべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)</p> <p>4 1から3まで以外の自動車の取得……当該自動車の取得の日から15日を経過する日</p>	府税条例第51条
徴収方法	申告納付(原則として証紙徴収)	府税条例第50条、第51条

11. 軽油引取税

納税義務者	軽油の引取りで現実の納入を伴うものを行う者(混和課税の場合の販売業者等例外がある。)	府税条例第57条、第58条
課税客体	軽油の引取り行為(混和課税の場合の販売行為等例外がある。)	府税条例第57条、第58条
課税免除	<p>1 地方税法第144条の14第4項の規定によって知事の承認を受けた場合</p> <p>(1)軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの</p> <p>(2)既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り</p> <p>2 免税軽油の引取り(船舶の動力源用の軽油等)</p> <p>地方税法第144条の21第1項の規定によって免税証の交付を受けた場合及び地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定によって知事の承認を受けた場合</p> <p>(平成27年3月31日までに、免税用途に消費する場合に限る。)</p>	府税条例第60条 府税条例第61条
課税標準	引取りに係る軽油の数量(混和課税の場合は販売量等)	府税条例第57条、第58条
税 率	1キロリットルにつき 15,000円(32,100円) ()内は、当分の間の特例措置	府税条例第61条の2、府税条例附則第15条の4の6
納 期	当月分を翌月末まで	府税条例第61条の5、第61条の8
徴収方法	<p>1 特別徴収</p> <p>2 申告納付……みなす課税の場合</p> <p>3 普通徴収……免税証の不正受給によって免税軽油を引取った場合</p>	府税条例第61条の3

12. 自動車税

納税義務者	自動車の所有者（割賦販売など所有権留保付売買の場合は買主）	府税条例第62条																																			
課税客体	自動車	府税条例第62条																																			
課税免除	<p>1 商品であって使用しない自動車</p> <p>2 消防自動車及び救急専用自動車</p> <p>3 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する自動車、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する自動車及び公益社団法人又は公益財団法人がその設置する看護師等の養成所において直接教育の用に供する自動車</p> <p>4 社会福祉事業、更生保護事業、生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設及び身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設の用に供する自動車</p> <p>5 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会等が所有し、かつ、経営する病院、診療所及び健康相談所において巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車</p> <p>6 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が、下肢等障害者のための教習の用に供する特別の装置を備えた自動車</p>	府税条例第63条																																			
税率	<p>自動車1台につき</p> <p>年額（賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、また賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもって課する。）</p> <p>1 乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 額</th> </tr> <tr> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排気量10以下又は電気を動力源とするもの</td> <td>7,500円</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>” 10超 1.50以下</td> <td>8,500円</td> <td>34,500円</td> </tr> <tr> <td>” 1.50超 20以下</td> <td>9,500円</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>” 20超 2.50以下</td> <td>13,800円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>” 2.50超 30以下</td> <td>15,700円</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>” 30超 3.50以下</td> <td>17,900円</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>” 3.50超 40以下</td> <td>20,500円</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td>” 40超 4.50以下</td> <td>23,600円</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>” 4.50超 60以下</td> <td>27,200円</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>” 60超</td> <td>40,700円</td> <td>111,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ロータリーエンジンをとう載したものは、単室容積×ローター数×1.5により算出した数値を総排気量として、上表の区分で対応する税額となる。</p>	区 分	税 額		営業用	自家用	総排気量10以下又は電気を動力源とするもの	7,500円	29,500円	” 10超 1.50以下	8,500円	34,500円	” 1.50超 20以下	9,500円	39,500円	” 20超 2.50以下	13,800円	45,000円	” 2.50超 30以下	15,700円	51,000円	” 30超 3.50以下	17,900円	58,000円	” 3.50超 40以下	20,500円	66,500円	” 40超 4.50以下	23,600円	76,500円	” 4.50超 60以下	27,200円	88,000円	” 60超	40,700円	111,000円	府税条例第64条 (地方税法第150条)
区 分	税 額																																				
	営業用	自家用																																			
総排気量10以下又は電気を動力源とするもの	7,500円	29,500円																																			
” 10超 1.50以下	8,500円	34,500円																																			
” 1.50超 20以下	9,500円	39,500円																																			
” 20超 2.50以下	13,800円	45,000円																																			
” 2.50超 30以下	15,700円	51,000円																																			
” 30超 3.50以下	17,900円	58,000円																																			
” 3.50超 40以下	20,500円	66,500円																																			
” 40超 4.50以下	23,600円	76,500円																																			
” 4.50超 60以下	27,200円	88,000円																																			
” 60超	40,700円	111,000円																																			

2 トラック(最大乗車定員が3人以下のもの)

区 分	税 額	
	営業用	自家用
最大積載量 1トン以下	6,500円	8,000円
” 1トン超 2トン以下	9,000円	11,500円
” 2トン超 3トン以下	12,000円	16,000円
” 3トン超 4トン以下	15,000円	20,500円
” 4トン超 5トン以下	18,500円	25,500円
” 5トン超 6トン以下	22,000円	30,000円
” 6トン超 7トン以下	25,500円	35,000円
” 7トン超 8トン以下	29,500円	40,500円
” 8トン超	29,500円に8トンを超える1トンまでごとに4,700円を加算した額	40,500円に8トンを超える1トンまでごとに6,300円を加算した額

貨客兼用車（最大乗車定員が4人以上で最大積載量が1トン以下のもの）

区 分	税 額	
	営業用	自家用
総排気量10以下 又は電気を動力源とするもの	10,200円	13,200円
総排気量10超 1.50以下	11,200円	14,300円
総排気量1.50超	12,800円	16,000円

貨客兼用車(最大乗車定員が4人以上のもの)で最大積載量が1トンを超えるものについては、トラックの税率に排気量に応じて下記の加算額を加算します。

区 分	加 算 額	
	営業用	自家用
総排気量10以下 又は電気を動力源とするもの	3,700円	5,200円
総排気量10超 1.50以下	4,700円	6,300円
総排気量1.50超	6,300円	8,000円

けん引車及び被けん引車

区 分	税 額		
	営業用	自家用	
小型自動車に属するけん引車	7,500円	年額 10,200円	
普通自動車に属するけん引車	15,100円	年額 20,600円	
小型自動車に属する被けん引車	3,900円	年額 5,300円	
普通自動車に属する被けん引車	最大積載量8トン以下	7,500円	年額 10,200円
	最大積載量8トン超	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額	10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額

3 バス

区 分		税 額	
		営業用	自家用
一 般 乗 合 用	乗車定員 30人以下	12,000円	
	" 30人超 40人以下	14,500円	
	" 40人超 50人以下	17,500円	
	" 50人超 60人以下	20,000円	
	" 60人超 70人以下	22,500円	
	" 70人超 80人以下	25,500円	
そ の 他	乗車定員 30人以下	26,500円	33,000円
	" 30人超 40人以下	32,000円	41,000円
	" 40人超 50人以下	38,000円	49,000円
	" 50人超 60人以下	44,000円	57,000円
	" 60人超 70人以下	50,500円	65,500円
	" 70人超 80人以下	57,000円	74,000円
	" 80人超	64,000円	83,000円

4 特種用途自動車

区 分		税 額	
		営業用	自家用
霊きゅう車		10,000円	13,900円
キ ャ ン ピ ン グ 車	総排気量1ℓ以下のものは電気を動力源とするもの		23,600円
	" 1ℓを超え1.5ℓ以下とするもの		27,600円
	" 1.5ℓを超え2ℓ以下とするもの		31,600円
	" 2ℓを超え2.5ℓ以下とするもの		36,000円
	" 2.5ℓを超え3ℓ以下とするもの		40,800円
	" 3ℓを超え3.5ℓ以下とするもの		46,400円
	" 3.5ℓを超え4ℓ以下とするもの		53,200円
	" 4ℓを超え4.5ℓ以下とするもの		61,200円
被けん引車	最大積載量4トン以下のもの	3,900円	5,300円
	" 4トンを超えるもの	7,500円	10,200円
その他		22,000円	30,400円
3輪の小型自動車		7,000円	9,400円
4輪以上の小型自動車		9,000円	12,000円

5 3輪の小型自動車

区 分		税 額	
		営業用	自家用
けん引車		3,900円	5,300円
被けん引車	最大積載量4トン以下	3,900円	5,300円
	" 4トン超	7,500円	10,200円
乗用車		4,500円	6,000円
そ の 他	最大積載量1トン以下	4,500円	6,000円
	" 1トン超	7,000円	9,400円

グリーン化税制

排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対しては、その排出ガス性能に応じて税率を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置。

- ① 軽 課
平成24年度、25年度に新車新規登録された下表の自動車について、登録の翌年度1年間に限り税率を軽減

対象自動車	軽 減 率
電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ※電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、登録の翌々年度についても京都府条例による軽減措置があります。	おおむね 50 %
★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成 (※H22年度燃費基準+50%達成)	
★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成 (※H22年度燃費基準+38%達成)	
★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成又は達成 (※H22年度燃費基準+25%達成)	おおむね 25 %

- 注：1 「★★★★」は平成17年排出ガス基準75%低減達成車である。
2 平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。

- ② 重 課
新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、次のとおり重課

対 象 自 動 車	重 課 率
新車新規登録から11年を経過したディーゼル車	おおむね10%
新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車	

※ 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は含まれない。

減 免

- 1 震災、風水害、落雷、火災又はこれらに類する災害によって被害を受けた自動車に修理しなければ使用できないと認められるもの
……………修理を必要とする期間（月数）に税率の12分の1の額を乗じて得た額を限度として減免
- 2 (1) 下肢等障害者が所有する自動車に専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（1台に限る。）
……………当該税額を限度として減免
- (2) 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者が所有する自動車に当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの（(1)を含め、1台に限る。）
……………当該税額を限度として減免
- (3) 構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるもの……………当該税額を限度として減免

府税条例附則第15条の5

府税条例第63条の3

	<p>3 地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有している一般乗合用バスで知事が指定したもの ……………当該税額を限度として減免</p> <p>4 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所を設置し、又は管理する者が所有し、かつ、専ら同項第4号に規定する技能教習又は技能検定の用に供する自動車で知事が指定したもの ……………当該税額を限度として減免</p> <p>5 中古自動車販売業者が所有する商品自動車の場合 ……………年税額に12分の3を乗じて得た額を限度として減免</p>	府税条例第63条の4
賦課期日	4月1日	府税条例第65条
納期	<p>1 定期課税分……5月1日から5月31日まで</p> <p>2 随時課税分</p> <p>(1) 普通徴収分……納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで</p> <p>(2) 証紙徴収分……道路運送車両法第7条の規定による登録をした際</p>	<p>府税条例第66条</p> <p>府税条例第66条の2</p>
徴収方法	<p>1 普通徴収</p> <p>2 証紙徴収 (賦課期日後翌年2月末日までの間に道路運送車両法第7条の規定による登録のあった自動車に係る自動車税)</p>	府税条例第66条の2

13. 鉦区税

納税義務者	鉦業者	府税条例第76条
課税客体	鉦区	府税条例第76条
課税標準	鉦区の面積	府税条例第76条
税率	<p>年額（賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した翌月から月割をもって課する。）</p> <p>1 砂鉦を目的としない鉦業者の鉦区</p> <p>(1) 試掘鉦区……面積100アールごとに年額200円</p> <p>(2) 採掘鉦区……面積100アールごとに年額400円</p> <p>2 砂鉦を目的とする鉦業者の鉦区 ……………面積100アールごとに年額200円</p>	府税条例第77条 (地方税法第183条)

賦課期日	4月1日	府税条例第78条
納期	<p>1 5月1日から5月31日まで</p> <p>2 賦課期日後に納税義務が発生した場合は、納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで</p>	府税条例第79条
徴収方法	普通徴収	地方税法第184条

14. 府が課する固定資産税

納税義務者	大規模の償却資産の所有者	府税条例第94条
課税客体	大規模の償却資産（新設の大規模償却資産を含む。）	府税条例第94条
課税標準	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	府税条例第94条
税率	100分の1.4	府税条例第95条
賦課期日	1月1日	府税条例第96条
納期	<p>第1期 4月1日から4月30日まで</p> <p>第2期 7月1日から7月31日まで</p> <p>第3期 12月1日から12月25日まで</p> <p>第4期 翌年2月1日から2月末日まで</p>	府税条例第97条
徴収方法	普通徴収	府税条例第98条

目的税

1. 狩猟税

納税義務者	狩猟者の登録を受ける者	府税条例第118条
課税客体	狩猟者の登録	府税条例第118条
税率	<p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの ……………16,500円</p> <p>2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者を除く。）以外の者 ……………11,000円</p> <p>3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの ……………8,200円</p>	府税条例第118条の2 府税条例附則第18条

	<p>4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の府民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 …………… 5,500円</p> <p>5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 …… 5,500円 ただし、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に規定される有害鳥獣の捕獲等に從事する対象鳥獣捕獲員の狩猟者の登録について、通常税率の2分の1とする。</p>	
賦課期日	狩猟者の登録を受ける日	府税条例第118条の3
納 期	普通徴収の方法による場合は、納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで	府税条例第118条の5
徴収方法	<p>1 証紙徴収</p> <p>2 普通徴収 (原則として証紙徴収の方法による。知事において必要があると認める場合においては普通徴収の方法による。)</p>	府税条例第118条の4

2. 産業廃棄物税

納税義務者	産業廃棄物を府内の最終処分場へ搬入する者(産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者)	産業廃棄物税条例第4条										
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入行為	産業廃棄物税条例第4条										
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物税条例第5条										
税 率	1トンにつき1,000円	産業廃棄物税条例第6条										
納 期	<p>下表の期限において徴収又は納付すべきものについて、それぞれの期限まで</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月1日から3月末日まで</td> <td>4月末日</td> </tr> <tr> <td>4月1日から6月末日まで</td> <td>7月末日</td> </tr> <tr> <td>7月1日から9月末日まで</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>10月1日から12月末日まで</td> <td>翌年1月末日</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	期 限	1月1日から3月末日まで	4月末日	4月1日から6月末日まで	7月末日	7月1日から9月末日まで	10月末日	10月1日から12月末日まで	翌年1月末日	産業廃棄物税条例第11条、第14条
期 間	期 限											
1月1日から3月末日まで	4月末日											
4月1日から6月末日まで	7月末日											
7月1日から9月末日まで	10月末日											
10月1日から12月末日まで	翌年1月末日											
徴収方法	<p>1 特別徴収</p> <p>2 申告納付……事業者がその排出する産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合</p>	産業廃棄物税条例第8条										

174 税 制

昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	
土地建物等の譲渡所得 長期譲渡所得 45、46年譲渡1.3% 47、48年〃 1.6% 49、50年〃 2.0% 短期譲渡所得4%又は 税額の100分の110のい ずれが多い金額						長期譲渡所得 昭和51～55年譲渡(ア)+(イ) (ア)特別控除後の譲渡益2,000万 円以下の部分100分の2 (イ)2,000万円を超える部分につ いては譲渡益の4分の3を総合 課税した場合のその2,000万円 を超える部分に係る上積税額	均等割 300円 均等割 資本金等1億円超及び相互 会社 6,000円 資本金等1千万円超1億円 以下 3,000円 その他 1,800円 法人税割 6.2% (ただし、資本金等1億円以下、かつ 法人税額年1千万円以下 5.2%)				均等割 500円	均等割 資本等の金額50億円超 200,000円 資本等の金額10億円超50億円 以下 100,000円 資本等の金額1億円超10億円 以下 20,000円 資本等の金額1千万円超1億円 以下 6,000円 その他 2,000円 法人税割 (ただし、資本金等1億円以下、か つ法人税額年1千万円以下 5% 昭和56年8月1日以後に終了する 事業年度分の法人税割から適用)		
事業専従者控除 青色 完全給与制 白色 15万円	事業主控除 32万円	事業主控除 36万円	事業主控除 60万円 事業専従者控除 白色 17万円 (47年度 165,000円)	事業主控除 80万円 事業専従者控除 白色 17万円	事業主控除 150万円 事業専従者控除 白色 20万円 (49年度 192,500円)	事業主控除 180万円 事業専従者控除 白色 30万円 (50年度 275,000円)	事業主控除 200万円 事業専従者控除 白色 40万円	事業主控除 220万円						
					普通法人 350(300)万円以下 6% 700(600)万円以下 9% 700(600)万円超 12% 特別法人 350(300)万円以下 6% 350(300)万円超 8% ()は49.5.1から50.4.30まで の間に終了する事業年度分	普通法人 350万円以下 6% 350万円超 9% 700万円以下 9% 700万円超 12% 特別法人 350万円以下 6% 350万円超 8%						昭和56年1月1日から 昭和60年12月31日まで の間に終了する事業年 度分については、税率 を1.1倍する。(ただし、 資本金等1億円以下、 かつ年所得3,000万円 以下の法人等は除く。)		
				新築住宅控除 230万円 (48.1.1以後の取得)			新築住宅控除 350万円 (51.1.1以後の取得)					既存住宅控除 150万円、230万円 又は350万円	新築住宅控除420万円、税率4%(ただし、 5年間限り住宅については3名に据置き、 一定の住宅用地については4分の1減額 する)昭和56年7月1日から適用	
3,641円	3,833円	3,955円	4,094円	4,206円	4,331円	4,437円	4,674円	6,701円	6,796円	6,890円	6,989円	8,151円	8,590円	
				ゴルフ場 1人1日につき { 1,200円 1,000円 800円 (48.6.1以後の行為)				ばちんこ場・スマートボール場 1～15級 940円～30円 まあじゃん場 1～15級 2,170円～290円 たまつき場 1～15級 2,880円～240円 ゴルフ練習場1人1回につき { 50円 100円 ゴルフ場 1級 1,500円 2級 1,400円 3級 1,200円 4級 1,000円 5級 800円						
税率 10% 免税点 宿泊 1,600円 飲食・休憩 800円 飲食(チケット) 400円 (44.10.1施行)		宿泊基礎控除 1,000円 免税点 宿泊 1,800円 飲食・休憩 900円 飲食(チケット) 450円 (46.10.1施行)		免税点 宿泊 2,400円 飲食・休憩 1,200円 飲食(チケット) 600円 (48.10.1施行)	宿泊基礎控除 1,500円 (49.10.1施行)	免税点 宿泊 3,400円 飲食・休憩 1,700円 飲食(チケット) 850円	免税点 宿泊 4,000円 飲食・休憩 2,000円 飲食(チケット) 1,000円 (52.10.1施行)		宿泊基礎控除 2,000円 (53.10.1施行)				免税点 宿泊 5,000円 飲食・休憩 2,500円 飲食(チケット) 1,000円 (58.1.1施行)	
			バス税率について 適正合理化(標準税率) 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円				一般乗合用バス以外の自動車に ついて税率引上げ ただし、昭和51年度排出ガ ス規制適合車は昭和51、52 年度に限り据え置き			自家用車にあっては10%、一般 乗合用バス以外のバスにあって は5%税率引上げ 普通自動車に属する乗用車に係 る税率を総排気量により区分				
								試堀地区 面積100アールごと 180円 採堀地区 # # 360円						
		甲種 乙種 4,500円 前年分の所得割の納税 義務のない者 2,000円 丙種 1,500円						甲種 乙種 9,000円 当該年度の府民税所得割を納付す ることを要しないもの 4,000円 丙種 3,000円				狩猟者の登録を受ける者を納税 義務者とする		
免税点 15万円				免税点 15万円(30万円) 税率 3%(5%) ()内は昭和49年及び50年度 の2年間の暫定措置 ただし、排ガスに係る保安基準 適合車については49.3.31までの 取得 1% 49.4.1～49.9.30までの取得 2%	排出ガスに係る保安基準適合 車については49.3.31までの取得 1% 49.4.1～49.9.30までの取得 2%	昭和51年度の排出ガスに係る保安 基準適合車については下記の率を 控除した率 (1)昭和50年度中 2% (2)昭和51年4月1日から昭和 51年8月31日まで 1% (電気自動車は2%)	免税点 15万円(30万円) 税率 3%(5%) ()内は、昭和51年及び昭和52年 度の2年間の暫定措置、営業用 自動車及び軽自動車を除く。 (ただし電気自動車は昭和52年3 月31日まで1%を控除した率	昭和53年度の排出ガスに係る保安 基準適合車については下記の率を 控除した率 (1)昭和52年度中 0.25% (2)昭和53年8月31日(電気自動 車は昭和54年3月31日)まで 0.125% (1)、(2)とも電気自動車は2%)	免税点 15万円(30万円) 税率 3%(5%) ()内は、昭和53年及び昭和54年度 の2年間の暫定措置、ただし税率 については、営業用自動車及び軽 自動車を除く。	電気自動車については、昭和 56年3月31日までに取得した ときに限り、100分の2を控除 した率	免税点 15万円(30万円) 税率 3%(5%) ()内は、昭和57年まで の暫定措置、ただし、税率につ いては、営業用自動車及び軽自動 車を除く。	電気自動車については、昭和58年 3月31日までに取得したときに限 り、100分の2を控除した率		
		甲種 } 3,000円 乙種 } 丙種 } 1,000円					1キロリットルにつき15,000円 (19,500円) ()内は昭和51、52年度の 暫定措置	甲種 } 6,000円 乙種 } 丙種 } 2,000円	1キロリットルにつき15,000円 (19,500円) ()内は昭和53、54年度の 暫定措置	1キロリットルにつき15,000円 (24,300円) ()内は昭和58年3月31日までの 暫定措置		狩猟者の登録を受ける者を納税 義務者とする		
40,979(123)	51,251(125)	55,170(108)	64,739(117)	84,365(130)	94,841(112)	88,128(93)	101,026(115)	111,599(110)	121,902(109)	143,947(118)	153,668(107)	172,226(112)	179,566(104)	
38,330(118)	46,850(122)	57,323(122)	58,617(102)	77,128(132)	92,952(121)	99,218(107)	100,599(101)	115,009(114)	116,460(101)	123,997(106)	154,204(124)	156,427(101)	182,174(116)	
1,317(106)	1,498(114)	1,552(104)	1,634(105)	1,777(108)	1,930(108)	2,122(110)	1,988(94)	2,281(115)	2,415(106)	2,372(98)	2,204(93)	2,190(99)	2,336(107)	
1,290(105)	1,511(115)	1,634(105)	1,672(102)	1,821(108)	1,841(101)	2,045(111)	1,960(96)	2,194(112)	2,436(111)	2,338(96)	2,268(97)	2,212(94)	2,374(107)	

昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	税 目
均等割 資本等の金額 50 億円超 300,000 円 資本等の金額 10 億円超 50 億円以下 200,000 円 資本等の金額 1 億円超 10 億円以下 40,000 円 資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 12,000 円 その他 4,000 円	均等割 資本等の金額50億円超 750,000円 資本等の金額10億円超 50億円以下 500,000円 資本等の金額 1 億円超 10億円以下 100,000円 資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 30,000円 その他 10,000円	均等割 700円	同居特別障害者配偶者(扶養)控除額引上げ 34万円		所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%			均等割 資本等の金額 50億円超 800,000円 資本等の金額 10億円超 50億円以下 540,000円 資本等の金額 1 億円超 10億円以下 130,000円 資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 50,000円 その他 20,000円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	個 人 府 法 人 民 税 利 子 割
					創設 5% 4月1日施行								利 子 割
		専業主控除 240万円 事業専従者控除 白色 45万円			事業専従者控除 (白色) 配偶者 60万円 その他 45万円		事業専従者控除 (白色) 配偶者 80万円 その他 47万円			専業主控除 270万円			個 人 事 業 税
			昭和61年1月1日から平成2年12月31日までの間に終了する事業年度分については、税率を1.1倍する。(ただし、資本金等1億円以下で、かつ、年所得3,000万円以下の法人等は除く。)				平成3年1月1日から平成7年12月31日までに終了する事業年度分については、税率を1.07倍する。(ただし、資本金等1億円以下で、かつ、年所得4,000万円以下の法人等を除く。)					平成8年1月1日から平成12年12月31日までに終了する事業年度分については、税率を1.05倍する。(ただし、資本金等1億円以下で、かつ、年所得4,000万円以下の法人等を除く。)	法 人 事 業 税
													地 方 消 費 税
		新築住宅控除 450万円 (昭和60年7月1日以後の取得から適用)	住宅及び住宅用土地の特例税率等 (昭和64年6月30日まで延長)		新築住宅控除 1,000万円(平成元年4月1日以後の取得から適用)住宅及び住宅用土地の特例税率等(平成4年6月30日まで延長)			住宅及び住宅用土地の特例税率等 (平成7年6月30日まで延長)				住宅及び住宅用土地の特例税率等 (平成10年6月30日まで延長)	不 動 産 取 得 税
8,670 円	9,502円	従価割 100分の8.1 従量割 1,000本につき200円	従価割 課税標準の特例措置 従量割 1,000本につき360円 (昭和61年5月1日から昭和62年3月31日まで)	税率等の特例措置の適用期限の延長(昭和62年12月31日まで)	税率等の特例措置の適用期限の延長(平成元年3月31日まで)	税率1,000本につき1,129円 (旧3級品は536円)							府 た ば こ 税 (だ ば こ 消 費 税)
ばちんこ場 1～15級 1,020円～40円 まあじゃん場 1～9級 1,150円～350円 たまつき場 1～15級 3,120円～260円 ゴルフ練習場 1人1回につき 110円 60円 ゴルフ場 1人1日につき 1～7級 1,650円～850円 (58.61 施行)						課税対象施設をゴルフ場に限定 税率 1人1回につき 1,200円～600円							ゴ ル フ 場 利 用 税 (娯 楽 施 設 利 用 税)
宿泊基礎控除 (59.1.1 施行) 2,500 円						税率 3% 免税点 宿泊等 10,000円 飲食等 5,000円 基礎控除、奉仕料控除、公給徴収証制度の廃止		免税点 宿泊等 15,000円 飲食等 7,500円					特 別 地 方 消 費 税 (35 年 度 まで 遊 興 飲 食 税 63 年 度 まで 料 理 飲 食 等 消 費 税)
	自家用 15%) 税率引上げ 営業用 5%	電気自動車に係る軽減税率引上げ及び昭和62年3月31日まで延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置(昭和61年度分及び昭和62年度分)	電気自動車に係る税率の軽減措置の延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成元年度分まで)	電気自動車に係る税率の軽減措置の延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成3年度分まで)バス・トラック等のNOx規制適合車に対する税率の特例措置の創設(廃車、買換えの場合に適用、平成3年度分まで)	電気自動車に係る税率の軽減措置を2年延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成5年度分まで)・一定のハイブリッド自動車に係る税率軽減措置の創設(平成5年度分まで)ほか	電気自動車に係る税率軽減措置の延長(平成6年度分まで) 天然ガス自動車に係る税率軽減措置の創設(平成6年度分まで)	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成7年度分まで)	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の廃止	自 動 車 税
試験鉱区 面積 100アールごとに200円 採掘鉱区 〃 〃 400円													鉱 区 税
甲種 乙種 10,000円 当該年度の府民税所得割を納付することを要しないもの 4,500円 丙種 3,300円													狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税) (狩 猟 者 税)
													府 が 課 す る 固 定 資 産 税
免税点、税率の暫定措置 電気自動車の税率軽減措置 昭和60年3月31日まで延長		免税点、税率の暫定措置 昭和63年3月31日まで延長 電気自動車の税率軽減措置 昭和62年3月31日まで延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置(昭和63年3月31日まで) 自家用自動車(軽自動車を除く。) 100分の3 軽自動車及び営業用自動車 100分の1	電気自動車に係る税率の軽減措置の延長 昭和63年12月1日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設	免税点、税率の暫定措置 平成5年3月31日まで延長 メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 平成元年10月1日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設	平成2年10月1日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設	免税点の暫定措置の引上げ(30万円→50万円) メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成3年度分まで) メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成3年度分まで) バス・トラック等のNOx規制適合車に対する税率の特例措置の創設(廃車、買換えの場合に適用、平成3年度分まで)	電気自動車に係る税率の軽減措置を2年延長 制動装置保安基準に適合する一定の自動車を取得した場合に税率から0.3%を控除(平成4年度分まで)	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成5年度分まで)・一定のハイブリッド自動車に係る税率軽減措置の創設(平成5年度分まで)ほか	免税点、税率の暫定措置の延長(平成10年3月31日まで)電気自動車に係る税率軽減措置の延長(平成7年3月31日まで)天然ガス自動車に係る税率軽減措置の創設(平成7年3月31日まで)平成6年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長(平成8年3月31日まで) 平成7年9月1日以降に適用される制動装置保安基準適合車に係る税率の軽減措置の創設(平成7年8月31日まで)	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の廃止 (平成9年3月31日まで)	自 動 車 取 得 税
税率暫定措置 昭和60年3月31日まで延長		税率暫定措置 昭和63年3月31日まで延長			税率暫定措置 平成5年3月31日まで延長		課税客体を軽油の引取りで現実の納入を伴うものに変更その他			税率の暫定措置の延長(平成5年11月30日まで)暫定税率の引上げ(1キロリットルにつき32,100円 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで)			軽 油 引 取 税
甲種 乙種 6,500円 丙種 2,200円													狩 猟 者 税 (平 成 15 年 度 まで 入 猟 税) 産 業 廃 棄 物 税
185,730 (103)	201,076 (108)	212,387 (106)	218,504 (103)	238,597 (109)	281,542 (118)	303,508 (108)	328,956 (108)	342,766 (104)	301,978 (88)	280,023 (93)	275,194 (98)	275,049 (100)	府 税 収 入 額 (対 前 年 比) 府 税
171,722 (94)	176,539 (103)	199,155 (113)	207,261 (104)	203,138 (98)	227,630 (112)	262,464 (115)	274,843 (105)	282,710 (103)	276,279 (98)	276,601 (100)	260,557 (94)	244,175 (94)	標 準 収 入 額 (対 前 年 比)
2,471 (106)	2,181 (88)	2,301 (106)	2,368 (103)	2,528 (107)	2,502 (99)	14,161 (566)	16,345 (115)	17,106 (105)	19,264 (113)	20,789 (108)	18,956 (91)	19,068 (101)	譲 与 税 (対 前 年 比) 譲 与 税
2,445 (103)	2,192 (90)	2,289 (104)	2,402 (105)	2,396 (100)	2,417 (101)	14,039 (581)	16,292 (116)	17,933 (110)	19,431 (108)	19,922 (103)	19,171 (96)	19,414 (101)	標 準 収 入 額 (対 前 年 比)

税 目	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
府 民 税	個 人	均等割 1,000円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%								
	法 人					法人税制の超過課税措置を5年間延長(平成18年3月31日までに終了する事業年度まで)するとともに、不均一課税に係る資本金要件を3億円に引き上げ。					法人税制の超過課税措置を5年間延長(平成23年3月31日までに終了する事業年度分まで)するとともに、その趣旨を条例に明記
事 業 税	個 人	事業専従者控除(白色) 配偶者 86万円 その他 50万円			事業主控除290万円						
	法 人			平成10年4月1日以後に開始する事業年度分の法人事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人事業税を次のとおりとする。 ア 特別法人 所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の100分の7.5 イ その他の法人の標準税率 所得のうち年400万円以下の金額の100分の5.6 所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得の100分の8.4 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得の100分の11	平成11年4月1日以後に開始する事業年度分の法人事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人事業税を次のとおりとする。 区分 所得 年400万円以下の金額 100分の5.25(100分の5) 所得 年400万円を超え800万円以下の金額 100分の7.665(100分の7.3) 所得 年800万円を超える金額及び清算所得 100分の10.08(100分の9.6) 特別法人 所得 年400万円以下の金額 100分の5.25(100分の5) 所得 年400万円を超える金額及び清算所得 100分の6.93(100分の6.6) 3以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本の金額等が1,000万円以上である法人 普通法人(所得及び清算所得) 100分の6.93(100分の6.6) 特別法人(所得及び清算所得) 100分の6.6 取課入税金法額人 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人 100分の1.365(100分の1.3)	平成13年1月1日から平成17年12月31日までに終了する事業年度について超過課税措置を延長するとともに、不均一課税に係る資本金要件を3億円に引き上げ。 区分 1 特定信託の受託者である信託業を行う法人 各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額 100分の5.25(100分の5) 年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の7.665(100分の7.3) 年800万円を超える金額 100分の10.08(100分の9.6) 各特定信託の各計算期間の所得のうち 年400万円以下の金額 100分の5.25(100分の5) 年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の7.665(100分の7.3) 年800万円を超える金額 100分の10.08(100分の9.6) 清算所得 100分の10.08(100分の9.6) 2 その他の事業を行う法人 各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額 100分の5.25(100分の5) 年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の7.665(100分の7.3) 年800万円を超える金額 100分の10.08(100分の9.6) 清算所得 100分の10.08(100分の9.6) 3以上の道府県に事務所又は事務所を設けて事業を行う法人で資本又は出資の金額が1,000万円以上のもの 普通法人(各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得) 100分の10.08(100分の9.6) 特別法人(各事業年度の所得、各特定信託の各計算期間の所得及び清算所得) 100分の6.93(100分の6.6) 取課入税金法額人 電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人 100分の1.365(100分の1.3)				外形標準課税の導入 資本の金額又は出資金額が1億円を超える普通法人(外形標準課税適用法人)に係る税率 区分 所得 年400万円以下の金額 100分の3.99(100分の3.8) 所得 年400万円を超えて年800万円以下の金額 100分の5.775(100分の5.5) 所得 年800万円を超える金額及び清算所得 100分の7.56(100分の7.2) 付加価値割 100分の0.504(100分の0.48) 資本割 100分の0.21(100分の0.2) ※3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割は、すべてこの区分の税率を適用	超過課税措置を5年間延長(平成22年12月31日までに終了する事業年度分まで)するとともに、その趣旨を条例に明記
地 方 消 費 税		創設 25%									
不 動 産 取 得 税		新築住宅控除 1,200万円 (平成9年4月1日以降の取得から適用)								100分の3(平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得)	住宅及び土地 100分の3(平成21年3月31日までの取得) 住宅以外の家屋 100分の3.5(平成18年4月1日から平成20年3月31日までの取得)
府 た ば こ 税 (63年度まで府 たばこ消費税)		税率1,000本につき692円 (旧3級品は329円)			税率1,000本につき868円 (旧3級品は413円)					税率1,000本につき969円 (旧3級品は461円)(平成15年7月1日以後)	税率1,000本につき1,074円 (旧3級品は511円)(平成18年7月1日以後)
ゴ ル フ 場 利 用 税 (63年度まで 娯楽施設利用税)											
特 別 地 方 消 費 税 (35年度まで 遊興飲食税 63年度まで 料理飲食等 消 費 税)					(廃止)						
自 動 車 税					特種用途自動車の区分にキャンピング車を加え総排気量の区分に応じ税率区分			グリーン化税制の開始		グリーン化税制の1年延長 (対象車、対象年度を縮小)	グリーン化税制の2年延長(軽減対象重点化)
鉦 区 税											
狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税)										(廃止)	
府 が 課 する 固 定 資 産 税											
自 動 車 取 得 税	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置の延長(平成12年3月31日まで) 軽減措置の拡充(控除率100分の2.4) 平成9年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置の延長(平成11年3月31日まで) 平成10年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置の延長(平成12年3月31日まで) 平成11年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設 ハイブリッド自動車に係る税率の軽減措置の創設 バス・トラック 100分の2.4 その他 100分の2.0 (平成12年3月31日まで)	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置を100分の2.7に引上げたうえ延長(平成13年3月31日まで) 平成12年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設 エネルギー消費効率に係る一定基準に適合する低燃費自動車の取得について平成13年3月31日までの取得に限り、課税標準である価格から30万円を控除	ハイブリッド自動車に係る税率の軽減措置の延長(平成13年3月31日まで) 平成12年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置の延長(平成15年3月31日まで) 平成14年排出ガス規制適合車に係る特例措置の創設 低燃費車特例の縮減及び1年延長 改正自動車NOx対策地域外廃車代替特例の創設	低燃費車特例の1年延長 (対象車を限定) 電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド自動車に係る軽減措置の延長(平成17年3月31日まで) 平成16年排出ガス規制適合車に係る特例措置の創設	低燃費車特例の1年延長 平成15年排出ガス規制適合車に係る特例措置の創設	低燃費車特例の2年延長 (重点化) 平成17年排出ガス規制適合車に係る特例措置の創設	電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド自動車に係る軽減措置の延長(平成19年3月31日まで)	低燃費車特例の2年延長 (重点化)
軽 油 引 取 税						特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合の課税時期の見直し(輸入の時まで)					
狩 猟 者 登 録 税 (平 成 15 年 度 まで)										狩猟者登録税と統合し狩猟税を創設	
産 業 廃 棄 物 税											創設 1トンにつき1,000円
府 税 入 入 額 (対 前 年 比)	291,124(106)	291,753(100.2)	305,501(104.7)	262,102(85.8)	290,127(110.7)	292,425(100.8)	236,573(80.9)	229,889(97.2)	231,105(100.5)	278,361(120.4)	289,170(103.9)
標 準 入 入 額 (対 前 年 比)	242,311(99)	274,595(113.3)	296,799(108.1)	253,917(85.6)	246,316(97.0)	252,053(102.3)	236,815(94.0)	202,074(85.3)	202,954(100.4)	204,891(101.0)	256,632(125.3)
譲 与 税 (対 前 年 比)	19,831(104)	8,021(40)	1,549(19.3)	1,572(101.5)	1,605(102.1)	1,603(99.9)	1,675(104.5)	2,221(132.6)	6,857(308.8)	16,210(236.4)	46,486(286.8)
標 準 入 入 額 (対 前 年 比)	19,968(103)	7,761(39)	1,533(19.8)	1,576(102.8)	1,598(101.4)	1,604(100.4)	1,628(101.5)	2,273(139.6)	6,720(295.6)	16,281(242.3)	46,535(285.8)

税 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																
府 民 税	個人	所得割 一律4% (市町村民税 6%)																																																				
	配当割及び 株式等譲渡所得割				平成22年1月1日より源泉 徴収選択口座内配当に係る 配当割について改正																																																	
	法人																																																					
	利子割																																																					
事 業 税	個人																																																					
	法人	<p>平成20年10月1日以後に開始する事業年度</p> <p>1 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通法人 所得</td> <td>各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額</td> <td>100分の2.7 (100分の2.95)</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え 年800万円以下の金額</td> <td>100分の4 (100分の4.365)</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超え 年1,000万円以下の金額</td> <td>100分の5.3 (100分の5.78)</td> </tr> <tr> <td>清算所得</td> <td>100分の5.78</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特別法人 所得</td> <td>各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額</td> <td>100分の2.7 (100分の2.95)</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え 年1,000万円以下の金額</td> <td>100分の3.6 (100分の3.93)</td> </tr> <tr> <td>清算所得</td> <td>100分の3.93</td> </tr> <tr> <td>3以上の都道府県に事務所等を 設けて事業を行う法人のうち、 資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上である法人</td> <td>100分の5.3 (100分の5.78)</td> </tr> <tr> <td>普通法人</td> <td>100分の3.6 (100分の3.93)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100分の3.6 (100分の3.93)</td> </tr> <tr> <td>収入金額</td> <td>電気供給業、ガス供給業 又は保険業を行う法人</td> <td>100分の0.7 (100分の0.765)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">所得割</td> <td>年400万円以下の所得金額</td> <td>100分の1.5 (100分の1.69)</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円 以下の所得金額</td> <td>100分の2.2 (100分の2.475)</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える所得金額 及び清算所得</td> <td>100分の2.9 (100分の3.26)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100分の0.48 (100分の0.504)</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>100分の0.2 (100分の0.21)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 地方法人特別税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td>148%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>81%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>81%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	税 率	普通法人 所得	各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の2.7 (100分の2.95)	年400万円を超え 年800万円以下の金額	100分の4 (100分の4.365)	年800万円を超え 年1,000万円以下の金額	100分の5.3 (100分の5.78)	清算所得	100分の5.78	特別法人 所得	各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の2.7 (100分の2.95)	年400万円を超え 年1,000万円以下の金額	100分の3.6 (100分の3.93)	清算所得	100分の3.93	3以上の都道府県に事務所等を 設けて事業を行う法人のうち、 資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上である法人	100分の5.3 (100分の5.78)	普通法人	100分の3.6 (100分の3.93)	特別法人	100分の3.6 (100分の3.93)	収入金額	電気供給業、ガス供給業 又は保険業を行う法人	100分の0.7 (100分の0.765)	区 分	税 率	所得割	年400万円以下の所得金額	100分の1.5 (100分の1.69)	年400万円を超え年800万円 以下の所得金額	100分の2.2 (100分の2.475)	年800万円を超える所得金額 及び清算所得	100分の2.9 (100分の3.26)	付加価値割	100分の0.48 (100分の0.504)	資本割	100分の0.2 (100分の0.21)	区 分	税 率	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	148%	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	81%	基準法人収入割額	81%			
区 分	税 率																																																					
普通法人 所得	各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の2.7 (100分の2.95)																																																				
	年400万円を超え 年800万円以下の金額	100分の4 (100分の4.365)																																																				
	年800万円を超え 年1,000万円以下の金額	100分の5.3 (100分の5.78)																																																				
	清算所得	100分の5.78																																																				
特別法人 所得	各事業年度の所得のうち 年400万円以下の金額	100分の2.7 (100分の2.95)																																																				
	年400万円を超え 年1,000万円以下の金額	100分の3.6 (100分の3.93)																																																				
	清算所得	100分の3.93																																																				
3以上の都道府県に事務所等を 設けて事業を行う法人のうち、 資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上である法人	100分の5.3 (100分の5.78)																																																					
普通法人	100分の3.6 (100分の3.93)																																																					
特別法人	100分の3.6 (100分の3.93)																																																					
収入金額	電気供給業、ガス供給業 又は保険業を行う法人	100分の0.7 (100分の0.765)																																																				
区 分	税 率																																																					
所得割	年400万円以下の所得金額	100分の1.5 (100分の1.69)																																																				
	年400万円を超え年800万円 以下の所得金額	100分の2.2 (100分の2.475)																																																				
	年800万円を超える所得金額 及び清算所得	100分の2.9 (100分の3.26)																																																				
	付加価値割	100分の0.48 (100分の0.504)																																																				
資本割	100分の0.2 (100分の0.21)																																																					
区 分	税 率																																																					
外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	148%																																																					
外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	81%																																																					
基準法人収入割額	81%																																																					
地方消費税																																																						
不動産取得税				住宅及び土地 100分の3 (平成24年3月31日までの 取得) 宅地評価土地(住宅用地・ 商業用地)に係る課税標 準の特例(3分の1)を3 年延長		住宅及び土地 100分の3 (平成27年3月31日までの取得) 宅地評価土地(住宅用地・商業 用地)に係る課税標準の特例(3 分の1)を3年延長																																																
府たばこ税 (63年度まで府) たばこ消費税	左記の特例税率を 本則化			税率1,000本につき1,504円 (旧3歳品は716円) (平成22年10月1日以降)																																																		
ゴルフ場利用税 (63年度まで) (娯楽施設利用税)																																																						
自動車税		グリーン化税制の2年延長 (軽減対象重点化)		グリーン化税制の2年延長 (適用対象見直し)		グリーン化税制の2年延長 (適用対象見直し)																																																
鉱 区 税																																																						
府が課する固定資産税																																																						
自動車取得税	電気・天然ガス・ハイ ブリッド自動車に係る 軽減措置の2年延長 (重点化、税率見直し)	低燃費車特例の2年延長(重点化) 4月1日から4月30日まで税率の暫定措置失効		電気・天然ガス・ブラ グインハイブリッド・ ハイブリッド・ディー ゼル自動車に係る軽減 措置を3年間延長(重点 化、税率見直し)	暫定税率の廃止(ただし 税率水準は維持) 低燃費車特例の2年延長 (重点化)	エコカー減税の3年延長(基準 の見直し、重点化) 低公害車特例と低燃費車特例の 期限切れに伴う統合(基準の見 直し、3年間の措置) パリアフリー・ASV 特例の創設																																																
軽油引取税		4月1日から4月30日まで 税率の暫定措置失効		道路特定財源の一般財源化とな るも課税免除措置は3年間継続		課税免除特例措置を原則3年延 長																																																
狩 猟 税 (平成15年度まで 入 猟 税)	網猟8,200円、わな猟 8,200円の税率新設	対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の 登録に係る税率通常の2分の1																																																				
産 業 廃 棄 物 税																																																						
府 税 収 入 額 (対前年比)	336,161 (116.3)	330,940 (98.4)	273,268 (82.6)	241,506 (88.4)	239,071 (99.0)	234,625 (98.1)																																																
税 標 準 収 入 額 (対前年比)	314,993 (122.7)	321,422 (102.0)	258,841 (80.5)	224,206 (86.6)	220,846 (98.5)	228,050 (103.3)																																																
譲 与 税 (対前年比)	2,267 (4.9)	2,071 (91.3)	15,196 (733.9)	31,012 (204.1)	33,395 (107.7)	34,458 (103.2)																																																
標 準 収 入 額 (対前年比)	2,284 (4.9)	2,214 (96.9)	14,466 (653.4)	28,348 (196.0)	33,685 (118.8)	34,161 (101.4)																																																

年度	11	12	16	17	21
普通税	— ゴルフ場利用税	— ゴルフ場利用税	— ゴルフ場利用税	— ゴルフ場利用税	— ゴルフ場利用税
	— 固定資産税	— 固定資産税	— 固定資産税	— 固定資産税	— 固定資産税
	— 事業税	— 事業税	— 事業税	— 事業税	— 事業税
	— 鉦区税	— 鉦区税	— 鉦区税	— 鉦区税	— 鉦区税
	— 特別地方消費税				
	— 地方消費税	— 地方消費税	— 地方消費税	— 地方消費税	— 地方消費税
	— 道府県民税	— 道府県民税	— 道府県民税	— 道府県民税	— 道府県民税
	— 道府県たばこ税	— 道府県たばこ税	— 道府県たばこ税	— 道府県たばこ税	— 道府県たばこ税
	— 自動車税	— 自動車税	— 自動車税	— 自動車税	— 自動車税
	— 不動産取得税	— 不動産取得税	— 不動産取得税	— 不動産取得税	— 不動産取得税
目的税	— 狩猟者登録税	— 狩猟者登録税			軽油引取税 自動車取得税
	— 法定外普通税	— 法定外普通税	— 法定外普通税	— 法定外普通税	— 法定外普通税
	— 入猟税	— 入猟税	— 狩猟税	— 狩猟税	— 狩猟税
	— 水利地益税	— 水利地益税	— 水利地益税	— 水利地益税	— 水利地益税
	— 軽油引取税	— 軽油引取税	— 軽油引取税	— 軽油引取税	
	— 自動車取得税	— 自動車取得税	— 自動車取得税	— 自動車取得税	
		— 法定外目的税	— 法定外目的税	— 法定外目的税 (本府17.4～) (産業廃棄物税)	— 法定外目的税 (本府17.4～) (産業廃棄物税)

平成24年度

京都府税務統計

平成25年12月 発行

編集発行 京都府総務部税務課

所在地 京都市上京区下立売通新町西入
藪ノ内町

京都府総務部税務課

☎ (075) 414-4426
4427